

# AMT/NEWSLETTER

## Fintech

2026年5月1日

### 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の 一部を改正する法律案について

—暗号資産取引規制の金商法への移管に係る諸規定の整備—

弁護士 河合 健 / 弁護士 長瀬 威志 / 弁護士 福井 崇人 / 弁護士 波多野 恵亮 / 弁護士 片山 智晶  
弁護士 奥田 美希 / 弁護士 村井 恵悟 / 弁護士 石川 魁 / 弁護士 柳瀬 将 / 弁護士 宮本 浩河

#### Contents

- I. はじめに — 改正の背景と全体像
- II. 暗号資産に係る情報の公表制度の規定の整備
- III. 暗号資産取引等に係る業規制の規定の整備
- IV. 暗号資産取引等に係る不公正取引規制等に関する規定の整備
- V. 資金決済法からの暗号資産関連規定の削除
- VI. 経過措置
- VII. 総括

## I. はじめに — 改正の背景と全体像

2025年12月10日、金融審議会に設置された「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」は、暗号資産に係る制度のあり方についての報告(以下「WG報告」という。)<sup>1</sup>を取りまとめた。これを受け、2026年4月10日、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「改正法案」という。)が閣議決定のうえ第221回国会に提出された<sup>2</sup>。改正法案は、①暗号資産に係る規制の見直し、②企業のサステナビリティ情報の開示・保証、③スタートアップ企業への資金供給の促進、④有価証券に関する不公正取引規制等の見直しの4本柱から構成されている。本ニュースレターは、このうち「暗号資産に係る規制の見直し」に関し、特に金融商品取引法(以下「金商法」という。)の改正案(以下「改正金商法案」という。)及び資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)の改正案(以下「改正資金決済法案」

<sup>1</sup> 金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告(令和7年12月10日公表)。全文は金融庁ウェブサイト([https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20251210/01.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251210/01.pdf))参照。

<sup>2</sup> 改正法案本体及び関係資料(概要、説明資料、法律案要綱、新旧対照条文等)は、金融庁ウェブサイト「国会提出法案等」(<https://www.fsa.go.jp/common/diet/>)にて公表されている。

という。)の概要を解説するものである<sup>3</sup>。

本改正の核心は、暗号資産に係る規制を資金決済法から金商法へ移管する点にある。WG 報告は、金商法が投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な投資者保護法制の構築を理念としている点を指摘し、暗号資産取引の多くが価格変動によるリターンを期待した取引であることから、金商法の規制対象とすべき投資性の考え方も整合的であるとした。一方で、暗号資産は一般に何らかの法的な権利を表章するものではなく、収益の配当や残余財産の分配等は行われないなど、その性質は金商法上の有価証券とは異なることから、有価証券とは別の規制対象として金商法に位置付けることが適当であるとされている。

改正法案の全体構造は、以下のとおりである。第一に、金商法の一部改正として、暗号資産に係る情報公表制度、業規制及び不公正取引規制を新設する。第二に、改正資金決済法案により、現行の資金決済法上の暗号資産交換業(資金決済法 2 条 15 項)、及び 2025 年に成立した資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 66 号)(未施行)(以下「**2025 年改正資金決済法**」という。)に基づく電子決済手段・暗号資産サービス仲介業のうち暗号資産仲介行為に係る部分(2025 年改正資金決済法 2 条 18 項第 2 号)<sup>4</sup>に係る規定を削除する。これにより、暗号資産取引に係る規制は金商法に一元化される。

## II. 暗号資産に係る情報の公表制度の規定の整備

改正金商法案における情報公表規制の枠組みは、以下の 3 つの観点から整理することができる。

第一に、対象暗号資産の区分として、中央集権的な管理者(特定暗号資産発行者)が存在する暗号資産を「特定暗号資産」として、それ以外の暗号資産(ビットコイン等の暗号資産<sup>5</sup>を含む。)と区別する。第二に、公表対象となる情報の区分として、公表対象となる情報を「特定暗号資産情報」と「暗号資産情報」に区分する。第三に、公表義務者の区分として、公表義務者は「特定暗号資産発行者」と、暗号資産取引業を行う金融商品取引業者(Ⅲ.1.(1)参照。以下、便宜上、「暗号資産取引業者」という。)に分けて整理される。

### 1. 「特定暗号資産」の定義

改正金商法案は、資金決済法 2 条 14 項に定める「暗号資産」の定義を基本的に維持しつつ<sup>6</sup>、暗号資産のうち中央集権的な管理者が存在し当該管理者と利用者との間に情報の非対称性が存在する類型を「特定暗号資産」として切り出し、

<sup>3</sup> 本ニュースレターにおいて、金融庁が公表した「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」(2026 年 4 月)を「説明資料」という。

<sup>4</sup> 資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 66 号)。同法第 2 条第 18 項に新設された「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」のうち、「暗号資産仲介行為」(同項第 2 号)に係る規定が今般の改正法案により金商法に移管される。なお、「電子決済手段仲介行為」(同項第 1 号)は引き続き資金決済法において規律される。

<sup>5</sup> 本 NL では、便宜上、中央集権的な管理者が存在せず、特定暗号資産に該当しない暗号資産を「非特定暗号資産」と呼称する。以下同様。

<sup>6</sup> 改正金商法案第 2 条第 49 項によれば、「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、改正金商法案 29 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する権利を表示するものを除く。

一 物品その他の財産的価値(通貨を除く。)を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、通貨、通貨建資産(資金決済法 2 条第 7 項に規定する通貨建資産をいう。以下この号において同じ。))及び同条第 5 項に規定する電子決済手段(通貨建資産に該当するものを除く。)を除く。次号において同じ)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

このように、改正金商法案における「暗号資産」の定義は、資金決済法における「暗号資産」の定義規定(資金決済法第 2 条第 14 項)を基本的に移植する構造であるが、購入対象につき、改正金商法案は「物品その他の財産的価値(通貨を除く。)」とする一方、資金決済法は「物品等」(物品その他の財産的価値(本邦通貨及び外国通貨を除く。))(資金決済法第 2 条第 6 項参照)とするなど、若干の相違がある。

有価証券における発行開示規制(金商法 4 条以下)に類似した発行者主体の情報公表規制を導入する<sup>7</sup>。

「特定暗号資産」とは、「暗号資産であって、特定の者のみが当該暗号資産を発行する権限を有するもの(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。)」をいう<sup>8</sup>。また、「特定暗号資産発行者」とは、「特定暗号資産を発行し、又は発行しようとする者(前項の内閣府令で定める特定暗号資産については、内閣府令で定める者)」をいう<sup>9</sup>。

WG 報告においては、パーミッション型ブロックチェーンによる暗号資産や、ERC-20 等の基盤となるトークン規格に基づき発行される暗号資産については特定暗号資産に該当するものとして内閣府令で定めることとする方向性が示されている。もっとも、実際の発行・運営実態は多様であり、発行者が果たしている役割の内容や利用者に対する情報提供の実態を踏まえた個別判断が必要となる場合も想定されることから、内閣府令における「これに類するもの」の射程は、今後の重要な論点となる。

## 2. 特定暗号資産発行者に対する情報公表義務

### (1) 募集・売出し時の情報公表義務

特定暗号資産発行者は、当該特定暗号資産の募集・売出しに関して、「特定暗号資産情報」を内閣府令で定めるところにより公表しているものでなければ、当該募集・売出しをすることができない<sup>10</sup>。

「特定暗号資産の募集・売出し」とは、新たに発行される特定暗号資産の「有償の提供の申込み若しくはその有償の取得の申込みの勧誘」又は既発行の特定暗号資産の「売付けの申込み若しくはその買付けの申込みの勧誘」(総称して「特定暗号資産取得勧誘等」)のうち、改正金商法案 2 条 52 項各号のいずれかに該当するものをいう。これは、有価証券の募集・売出し概念(金商法 2 条 3 項)と同様の構造であり、以下の類型が「募集・売出し」に該当する。第 1 号は、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合である。第 2 号は、第 1 号に該当しない場合であって、プロ私募(適格機関投資家のみを相手方とし、適格機関投資家以外の者への譲渡のおそれが少ない場合。第 2 号イ)にも少人数私募(多数の者に保有されるおそれが少ない場合。第 2 号ロ)にも該当しない場合である。「多数の者」の具体的人数については 50 名以上が想定され、プロ私募・少人数私募についても有価証券の場合と同様の構造(プロ私募については適格機関投資家のみ/少人数私募については 49 名以下)に揃えることが想定されている<sup>11</sup>。

したがって、プロ私募及び少人数私募に該当する特定暗号資産取得勧誘等は「募集・売出し」に該当せず、情報公表規制(改正金商法案 27 条の 39 第 1 項本文)の適用対象外となる。もっとも、「募集・売出し」に該当しない場合には勧誘時に当該勧誘が特定暗号資産情報の公表を要しない取引である旨等を告知する義務が課される<sup>12</sup>。また、特定暗号資産発行者以外の者の売付けに係るもの(特定暗号資産発行者の関与なく暗号資産取引業者が当該特定暗号資産を取り扱うケース。いわゆる「勝手に上場」)は、改正金商法案 2 条 52 項の「募集・売出し」概念から除外され、

<sup>7</sup> WG 報告 9 頁～19 頁。同報告は、暗号資産を発行者の有無に応じて分類し、発行者と利用者との間に情報の非対称性が存在する暗号資産を「中央集権型暗号資産」と呼称し、その判断基準として、( i )特定の者のみが発行権限を有する暗号資産、( ii )パーミッション型ブロックチェーンにより発行される暗号資産、( iii )ERC-20 等の規格に基づき発行される暗号資産の 3 類型を示す。改正金商法案第 2 条第 50 項は( i )を明文で規定し、( ii )及び( iii)については「これに類するものとして内閣府令で定めるもの」として内閣府令に委任しているものと思われる。

<sup>8</sup> 改正金商法案 2 条第 50 項。

<sup>9</sup> 改正金商法案 2 条第 51 項。

<sup>10</sup> 改正金商法案 27 条の 39 第 1 項本文。有価証券における発行開示規制(届出前勧誘の禁止)とは異なり、暗号資産については特定暗号資産情報の「公表前勧誘の禁止」として整理される(改正金商法案第 27 条の 55 が、特定暗号資産情報等の公表後の当局への届出義務を規定する)。

<sup>11</sup> WG 報告 13 頁～14 頁。

<sup>12</sup> 改正金商法案 27 条の 49(適格機関投資家向け特定暗号資産取得勧誘等の告知等)。有価証券の現行金商法 23 条の 13(適格機関投資家向け勧誘等の告知等)に対応する規律であり、プロ私募、少人数私募を経由した一般投資家への転売による潜脱を防止する趣旨である。

別途改正金商法案 27 条の 53 及び 27 条の 60 の規律に服する<sup>13</sup>。

## ア 公表すべき「特定暗号資産情報」の内容

改正金商法案 27 条の 39 第 1 項本文は、公表すべき「特定暗号資産情報」として以下の 3 類型を列挙する。

号	特定暗号資産情報の類型
第 1 号	当該特定暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報
第 2 号	当該特定暗号資産に係る特定暗号資産取得勧誘等に関する事項として内閣府令で定める事項に関する情報
第 3 号	当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者の商号、当該特定暗号資産に係る業務の内容及び経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項に関する情報

## イ 情報公表義務が免除される場合

改正金商法案 27 条の 39 第 1 項但書は、以下の場合には情報公表義務が適用されない旨を規定する。

第一に、当該特定暗号資産に関して既に情報の公表が行われている場合である。ただし、当該特定暗号資産発行者自身(密接な関係を有する者として政令で定める者を含む。)が行う、当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に関する募集・売出しに係るものについては、既に情報公表が行われている場合であっても、改めて公表が必要とされる。これにより、特定暗号資産発行者自身が繰り返し行う募集・売出しについては情報の更新が確保される設計となっている。

第二に、「その他内閣府令で定める場合」である。具体的な除外場面は内閣府令に委任されており、今後公表される内閣府令を待つ必要がある。

## ウ 適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に対する規制

改正金商法案 27 条の 39 第 2 項は、プロ私募又は少人数私募を経て適格機関投資家が取得した特定暗号資産について、当該適格機関投資家が適格機関投資家以外の者を相手方として行う勧誘(以下「適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘」という。)についても、特定暗号資産発行者による特定暗号資産情報の公表義務を課す。これは、適格機関投資家を經由した一般投資家への転売を通じた潜脱を防止する趣旨であると思われる。ただし、当該適格機関投資家取得特定暗号資産一般勧誘に係る特定暗号資産に関して既に情報の公表が行われている場合その他内閣府令で定める場合は、この限りでない(改正金商法案 27 条の 39 第 2 項但書)。

### (2) 継続的な情報公表義務

特定暗号資産発行者は、募集・売出し後も、継続的に情報を公表する義務を負う。具体的には、以下の 2 種類の情報公表が求められる。

## ア 特定暗号資産定期情報の公表

特定暗号資産の募集・売出しを行った特定暗号資産発行者は、当該発行者の各事業年度終了後、原則として 3 月以内に、当該事業年度に係る特定暗号資産定期情報<sup>14</sup>を公表しなければならない<sup>15</sup>。具体的な公表方法等は内閣

<sup>13</sup> いわゆる「勝手上場」の場面における整理については、改正金商法案 27 条の 53(暗号資産売買等業務に係る特定暗号資産情報等の公表)及び改正金商法案 27 条の 60(暗号資産情報の公表)参照。

<sup>14</sup> 改正金商法 27 条の 51。特定暗号資産定期情報として公表されるべき内容は、改正金商法案 27 条の 39 第 1 項 1 号及び第 3 号に掲げる情報である。有価証券における有価証券報告書(金商法 24 条 1 項)に相当する規律である。

<sup>15</sup> 改正金商法案 27 条の 50。

府令で定められる。なお、特定暗号資産発行者が暗号資産の分権化等の事由により内閣総理大臣の承認を受けた場合には、継続的な情報公表義務は免除されることとされている<sup>16</sup>。ただし、この場合でも、当該暗号資産を取り扱う暗号資産取引業者は、後記 5.のとおり「暗号資産情報」の公表義務を負う。

## イ 特定暗号資産臨時情報の公表

特定暗号資産定期情報を公表しなければならない特定暗号資産発行者は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令に定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、その内容に関する情報(以下「特定暗号資産臨時情報」という。)を公表しなければならない<sup>17</sup>。

なお、特定暗号資産発行者が暗号資産の分権化等の事由により発行者による情報公表が不要であるとして内閣総理大臣の承認を受けた場合には、継続的な情報公表義務は免除されることとされている<sup>18</sup>。ただし、この場合でも、当該暗号資産を取り扱う暗号資産取引業者は、後記 5.のとおり「暗号資産情報」の公表義務を負う。

### (3) 特定暗号資産情報等の訂正・事後届出

特定暗号資産発行者は、公表した特定暗号資産情報、特定暗号資産定期情報又は特定暗号資産臨時情報(以下これらを総称して「特定暗号資産情報等」という。)に訂正すべき事項があるときは、遅滞なく訂正情報(訂正特定暗号資産情報等)を公表しなければならない<sup>19</sup>。また、特定暗号資産発行者は、特定暗号資産情報等を公表したときは、当該公表から内閣府令で定める期間内に特定暗号資産情報等について事後届出を行うべき旨が規定されている<sup>20</sup>。

## 3. 特定暗号資産発行者に対する監査証明義務

特定暗号資産発行者は、特定暗号資産の募集・売出しに関して公表する特定暗号資産情報のうち、貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する情報で内閣府令で定めるものについて、当該特定暗号資産発行者と特別の利害関係のない監査法人又は公認会計士による監査証明を受けなければならない<sup>21</sup>。

ただし、当該募集・売出しに係る払込の総額が少額であるものとして政令で定める要件を満たす場合は、監査証明は不要とされる<sup>22</sup>。説明資料によれば、株式投資型クラウドファンディング制度<sup>23</sup>と同様の枠組みの適用が予定されており、監査証明を経ない少額募集の場合、投資者 1 人当たりの投資上限として、1 件当たり原則 50 万円以下、50 万円超の場合は当該投資者の収入又は純資産の 5%を限度とし(ただし、特定投資家は当該制限を受けない。)、年間総額の上限は 200 万円とされる予定である。

---

<sup>16</sup> 改正金商法案 27 条の 50 第 1 項但書は、特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産の流通性その他の事情を勘案し公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合には、特定暗号資産定期情報の公表義務が適用されない旨を規定する。これは、WG 報告 16 頁「当初は、発行者(中央集権的管理者)がいたものの、分権化等により発行者の活動が利用者の取引判断に重要ではなくなった場合には、当局等の認定により当該発行者に対する継続情報提供義務の解除を認めることが適当である」との指摘を踏まえた規定と思われる。

<sup>17</sup> 改正金商法案 27 条の 51。有価証券の臨時報告書(金商法第 24 条の 5 第 4 項)に相当する規律である。

<sup>18</sup> 改正金商法案 27 条の 50 第 1 項但書は、特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産の流通性その他の事情を勘案し公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合には、特定暗号資産定期情報の公表義務が適用されない旨を規定する。これは、WG 報告 16 頁「当初は、発行者(中央集権的管理者)がいたものの、分権化等により発行者の活動が利用者の取引判断に重要ではなくなった場合には、当局等の認定により当該発行者に対する継続情報提供義務の解除を認めることが適当である」との指摘を踏まえた規定と思われる。

<sup>19</sup> 改正金商法案 27 条の 52。

<sup>20</sup> 改正金商法案 27 条の 55。

<sup>21</sup> 改正金商法案 27 条の 59 第 1 項本文。

<sup>22</sup> 改正金商法案 27 条の 59 第 1 項但書。

<sup>23</sup> 「金融商品取引業等に関する内閣府令」16 条の 2 等。

## 4. 暗号資産取引業者に対する特定暗号資産情報に関する情報公表義務

### (1) 特定暗号資産の募集・売出しの取扱いに係る情報公表義務

暗号資産取引業者は、改正金商法案 27 条の 39 第 1 項本文又は同条 2 項本文の適用を受ける特定暗号資産の募集・売出しの取扱い(これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。)を行おうとする場合、当該暗号資産取引業者においても、当該特定暗号資産の募集・売出しに関して特定暗号資産情報を内閣府令で定めるところにより公表しているものでなければ、当該取扱いを行うことができない(同条 4 項)。これは、典型的には IEO(Initial Exchange Offering)のスキームを念頭に、特定暗号資産発行者が公表した情報を暗号資産取引業者においても投資者に分かりやすい形で提供することを求めるものである<sup>24</sup>。

### (2) 特定暗号資産のいわゆる「勝手上場」における情報公表義務

特定暗号資産情報が既に公表されている特定暗号資産について、特定暗号資産発行者による募集・売出しを伴わずに暗号資産売買等業務を行う暗号資産取引業者(いわゆる勝手上場を行う暗号資産取引業者)は、当該業務を新たに行おうとする場合には、あらかじめ、特定暗号資産発行者が公表した特定暗号資産情報等を公表しなければならない<sup>25</sup>。また、当該暗号資産売買等業務を行っている期間中においても、特定暗号資産発行者が新たに公表した情報等の公表義務が課される<sup>26</sup>。

### (3) 継続的な情報公表義務・訂正

上記(1)・(2)の公表後、内閣府令で定めるところにより、当該特定暗号資産情報等を公表した日から 5 年を経過する日までの間(公益又は投資者保護に欠けることがないものと認められる場合として内閣府令で定める場合には、内閣府令で定める期間)、当該特定暗号資産情報等(当該特定暗号資産情報等に係る訂正特定暗号資産情報等を含む。)を継続して公表しなければならない<sup>27</sup>。また、継続して公表すべき特定暗号資産情報等のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていることを知った場合には、当該情報の訂正情報が公表されるまでの間、特定暗号資産情報等の公表を停止しなければならない<sup>28</sup>。

## 5. 暗号資産取引業者に対する暗号資産情報に関する情報公表義務

### (1) 暗号資産取引業者による「暗号資産情報」の公表

特定暗号資産情報の公表がされていない暗号資産(典型的にはビットコイン等の非特定暗号資産)や国内で募集・売出しが行われていない特定暗号資産を暗号資産売買等業務の対象とする暗号資産取引業者は、当該業務を新たに行おうとする場合には、あらかじめ、当該暗号資産に関して投資者に明らかにされるべき基本的な情報として内閣府令で定める情報(以下「暗号資産情報」という。)を公表しなければならない<sup>29</sup>。

公表すべき「暗号資産情報」の具体的項目は内閣府令に委任されているが、説明資料及び WG 報告によれば、暗

<sup>24</sup> WG 報告 12 頁は、「交換業者は暗号資産の取扱いに当たって各種リスクや適法性、事業の実現可能性等の審査を行う立場であり、そのためには、暗号資産についての技術的・専門的知見が備わっていることが求められる。そのため、上記の情報の非対称性を解消するための情報は、暗号資産の取扱いを行う交換業者において収集し、顧客にとって分かりやすい形で必要な情報を提供することが基本であると考えられる」としている。

<sup>25</sup> 改正金商法案 27 条の 53 第 1 項。

<sup>26</sup> 改正金商法案 27 条の 53 第 3 項。

<sup>27</sup> 改正金商法案 27 条の 54 第 2 項。

<sup>28</sup> 改正金商法案 27 条の 54 第 3 項。

<sup>29</sup> 改正金商法案 27 条の 60 第 1 項本文。

号資産の性質・機能、供給量、基盤技術等が想定される。非特定暗号資産については発行者情報の開示が典型的に困難であるが、暗号資産取引業者は取扱開始に際し各種リスク・適法性・事業の実現可能性等の審査を行う立場にあることから、技術的・専門的知見に基づく情報を収集し投資者に提供する義務を負うものである<sup>30</sup>。

## (2) 暗号資産臨時情報の公表

暗号資産取引業者は、暗号資産情報の公表後、当該暗号資産について公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める場合に該当することとなったことを知ったときは、遅滞なく暗号資産臨時情報を公表する義務を負う<sup>31</sup>。

## (3) 暗号資産情報等の訂正・継続公表・事後届出

公表した暗号資産情報・暗号資産臨時情報(以下これらを総称して「暗号資産情報等」という。)を公表した暗号資産取引業者は、当該暗号資産情報等に訂正すべき事項があるときは、訂正情報(訂正暗号資産情報等)を公表しなければならない<sup>32</sup>。また、当該暗号資産の暗号資産売買等業務を廃止するまでの間、継続公表を行うとともに<sup>33</sup>、暗号資産情報等を公表したときは事後届出を行う必要がある<sup>34</sup>。

## 6. 虚偽情報に対するエンフォースメント

改正金商法案は、虚偽の特定暗号資産情報の公表等に対し、民事責任、課徴金制度及び刑事責任を含む包括的なエンフォースメント規定を整備する。

### (1) 特定暗号資産情報に係る民事責任

特定暗号資産情報に係る民事責任は、有価証券の虚偽記載に対する民事責任(金商法 18 条～22 条)と同様の構成であり、募集・売出し時と継続公表段階の区分、及び特定暗号資産発行者本人の責任と役員等の責任の区分に基づく 4 つの類型を基礎として、公表前の募集・売出しに係る無過失責任を加えた 5 類型が規定される(改正金商法案 27 条の 41～27 条の 48)。

区分	場面	責任主体	責任の性質/損害額	根拠条文
ア	特定暗号資産情報公表前の募集・売出し	違反行為者	無過失責任。損害額の法定・推定なし	改正金商法案 27 条の 41
イ	虚偽の特定暗号資産情報の公表	特定暗号資産発行者	無過失責任 損害額の法定あり	改正金商法案 27 条の 42・27 条の 43
ウ	同上	特定暗号資産発行者の役員・特定暗号資産の保有者 <sup>35</sup> ・監査法人等。暗号資産	立証責任が転換された過失責任	改正金商法案 27 条の 45

<sup>30</sup> WG 報告書 12 頁参照。

<sup>31</sup> 改正金商法案 27 条の 61。WG 報告 15 頁は、暗号資産の取引判断に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合には、業者に対しても適時の情報提供を義務付けるべき旨を指摘している。具体的事象の類型は、今後公表される内閣府令により具体化される見込みである。

<sup>32</sup> 改正金商法案 27 条の 62。

<sup>33</sup> 改正金商法案 27 条の 63。

<sup>34</sup> 改正金商法案 27 条の 64。

<sup>35</sup> 当該特定暗号資産の特定暗号資産発行者を除き、その保有者が当該特定暗号資産を保有している者からその特定暗号資産の募

区分	場面	責任主体	責任の性質/損害額	根拠条文
		取引業者は含まない) <sup>36</sup>		
エ	虚偽の特定暗号資産情報等の公表	特定暗号資産発行者	立証責任の転換された過失責任 損害額の推定あり	改正金商法案 27 条の 46
オ	同上	特定暗号資産発行者の役員・監査法人等	立証責任の転換された過失責任	改正金商法案 27 条の 48

(注)特定暗号資産発行者に対する賠償請求権の時効については、改正金商法案 27 条の 44 及び改正金商法案 27 条の 47 が規律する。

## (2) 暗号資産情報に係る民事責任

非特定暗号資産に係る「暗号資産情報」の虚偽等に対しては、暗号資産取引業者が責任主体となる民事責任が規定される。非特定暗号資産については発行者が存在しない又は責任主体として把握できないことから、取扱業者である暗号資産取引業者に投資者保護の第一次的責任を課す構造である。

区分	場面	責任主体	責任の性質/損害額	根拠条文
ア	暗号資産情報公表前の暗号資産の売付け	違反行為者(暗号資産取引業者)	無過失責任	改正金商法案 27 条の 66
イ	虚偽の暗号資産情報等の公表	暗号資産取引業者	過失責任 <sup>37</sup> 損害推定あり	改正金商法案 27 条の 67

## (3) 課徴金制度・刑事罰

課徴金制度については、虚偽の特定暗号資産情報の公表等に対する課徴金が新設される<sup>38</sup>。

刑事罰については、虚偽の情報公表等に対し、10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科が規定される<sup>39</sup>。

集・売出しをすることを内容とする契約によりこれを買付けた場合には、当該契約の相手方をいう(改正金商法案 27 条の 45 第 1 項第 2 号括弧書)。

<sup>36</sup> 有価証券における金商法 21 条に対応する規律であるが、金融商品取引業者は責任主体に含まれない点に留意を要する。

<sup>37</sup> 改正金商法案 27 条の 67 第 1 項は、「暗号資産情報等のうちに、重要な事項について虚偽の情報があるときは、当該虚偽の情報があることについて故意又は過失があつた当該暗号資産情報等を公表した金融商品取引業者は、...情報が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責めに任ずる」と規定する。有価証券の虚偽記載に係る責任(金商法 21 条の 2 等)における「立証責任の転換された過失責任」とは異なり、虚偽の情報があることについての故意又は過失を原告が立証する通常の過失責任構造となっている点に留意を要する。

<sup>38</sup> 具体的には、特定暗号資産情報の不公表に対する課徴金(改正金商法案 172 条の 13)、虚偽ある特定暗号資産情報の公表に対する課徴金(同 172 条の 14)、取扱業者への特定暗号資産情報の不公表に対する課徴金(同 172 条の 15)、特定暗号資産定期情報等の不公表に対する課徴金(同 172 条の 16)、特定暗号資産情報等の不公表に対する課徴金(同 172 条の 17)、虚偽のある特定暗号資産情報等に対する課徴金(同 172 条の 18)、暗号資産情報の不公表(同 172 条の 19)が規定される。

<sup>39</sup> 改正金商法案 197 条 1 項第 4 号の 3。

### III. 暗号資産取引に係る業規制の整備

#### 1. 暗号資産取引業の定義・登録及び業務範囲

##### (1) 暗号資産取引業の定義・登録

「暗号資産取引業」は、改正金商法案 28 条 5 項に規定され、金融商品取引業のうち同項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう（銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が当該行為のいずれかを業として行うことを含む。）。暗号資産取引業を行うには、内閣総理大臣の登録が必要である<sup>40</sup>。

金融商品取引業の登録を受けようとする者は、改正金商法案 29 条の 2 第 1 項各号所定の事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならないところ、申請者が暗号資産取引業を行う場合には、①取り扱う暗号資産の名称及び②暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合においては、その旨並びに当該暗号資産管理関係業務提供者の商号、名称又は氏名及び当該提供を受ける暗号資産管理関係業務の内容その他内閣府令で定める事項についても、登録申請書に記載しなければならない<sup>41</sup>。

また、金融商品取引業者は、登録申請書の記載事項のうち、業務の種別を変更しようとする場合には変更登録を受ける必要があるところ<sup>42</sup>、「業務の種別」として、暗号資産取引業について、暗号資産等管理業務とそれ以外に区分されて追加されている<sup>43</sup>。したがって、新たに暗号資産取引業を行おうとする金融商品取引業者は、その内容に応じて変更登録を受ける必要がある。

なお、「暗号資産等管理業務」とは、暗号資産取引業に係る業務のうち、改正金商法案 28 条 5 項第 2 号に掲げる行為（暗号資産取引に関して顧客から金銭の預託を受ける行為<sup>44</sup> 又は他人のために暗号資産の管理をする行為<sup>45</sup>）に係る業務をいう<sup>46</sup>。

---

<sup>40</sup> 金商法 29 条。

<sup>41</sup> 改正金商法案 29 条の 2 第 1 項第 11 号。

<sup>42</sup> 金商法第 31 条第 4 項。

<sup>43</sup> 改正金商法案 29 条の 2 第 1 項第 5 号。

<sup>44</sup> 改正金商法案 2 条第 8 項第 23 号。

<sup>45</sup> 改正金商法案 2 条第 8 項第 24 号。

<sup>46</sup> 改正金商法案 28 条第 5 項第 2 号。

【暗号資産取引業の類型】<sup>47</sup>

No.	類型	根拠条文
1	暗号資産の売買(他の暗号資産との交換を含み、デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。)	改正金商法案 28 条 5 項第 1 号・2 条 8 項第 18 号
2	暗号資産の売買の媒介、取次ぎ又は代理	改正金商法案 28 条 5 項第 1 号・2 条 8 項第 19 号
3	特定暗号資産の引受け <sup>48</sup>	改正金商法案 28 条 5 項第 1 号・2 条 8 項第 20 号
4	特定暗号資産の募集・売出し	改正金商法案 28 条 5 項第 1 号・2 条 8 項第 21 号
5	特定暗号資産取得勧誘等の取扱い	改正金商法案 28 条 5 項第 1 号・2 条 8 項第 22 号
6	上記 No.1~5 までに掲げる行為に関して、顧客から金銭の預託を受けること	改正金商法案 28 条 5 項第 2 号・2 条 8 項第 23 号
7	他人のために暗号資産の管理をすること(当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。)(上記No. 6 と併せて「暗号資産等管理業務」)	改正金商法案 28 条 5 項第 2 号・2 条 8 項第 24 号
8	暗号資産の借入れ	改正金商法案 28 条 5 項第 1 号・2 条 8 項第 25 号

## (2) 付随業務及び兼業届出義務

暗号資産取引業を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業のほか、改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる行為を業として行うことその他の金融商品取引業(暗号資産取引業に限る。)に付随する業務を行うことができ、この場合において、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う当該金融商品取引業者は、金商法 35 条 4 項の規定にかかわらず、当該業務を行うことについて内閣総理大臣の承認を受けることを要しない<sup>49</sup>。改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる行為は、下表の通りである。

### 【改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項各号に掲げる行為】

<sup>47</sup> 金商法第 2 条 8 項は、「その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるもの」については、暗号資産取引業を包含する金融商品取引業の定義から除外する建付けとなっている。そのため、今後の政令案において、一定の暗号資産取引業に係る行為については、「その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの」として、金融商品取引業から除外されることとならないか、注視が必要と思われる。

<sup>48</sup> 「特定暗号資産の引受け」とは、特定暗号資産取得勧誘等(改正金商法案 2 条 52 項に規定する特定暗号資産取得勧誘等をいう。)に際し、同条 53 項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。同項各号は、①当該特定暗号資産を取得させ、又は売り付けることを目的として当該特定暗号資産の全部又は一部を取得し、又は買い付けること、②当該特定暗号資産の全部又は一部につき他にこれを取得し、又は買い付ける者がいない場合にその残部を取得し、又は買い付けることを内容とする契約をすることを定めている。

<sup>49</sup> 改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項。

No	類型	根拠条文
1	暗号資産の貸付又はその媒介若しくは代理	改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号
2	金融商品取引業者が顧客に信用を供与して行う暗号資産の売買その他の取引(暗号資産信用取引)に付随する金銭の貸付け	改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号
3	顧客のために管理する暗号資産を担保とする金銭の貸付け(内閣府令で定めるものに限る。)	改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号
4	暗号資産に関する顧客の代理	改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項第 4 号
5	暗号資産累積投資契約(金融商品取引業者(暗号資産等管理業務を行う者に限る。))が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に暗号資産を継続的に売り付ける契約をいう。)の締結(内閣府令で定めるものに限る。)	改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項第 5 号
6	暗号資産に関連する情報の提供又は助言(改正金商法案 2 条 8 項第 11 号に掲げる行為に該当するものを除く。)	改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項第 6 号
7	他の金融商品取引業者の業務の代理(金融商品取引業及び金融商品取引業に付随する業務(この号に規定する業務を除く。))のうち代理する金融商品取引業者が行うことができる業務に係るものに限る。)	改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号
8	顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであって、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの(No.6 に掲げる行為に該当するものを除く。)	改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号
9	当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源を主として活用して行う行為であって、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資するものとして内閣府令で定めるもの	改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号

また、暗号資産取引業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業<sup>50</sup>又は投資運用業を行う者を除く。))は、金融商品取引業及び改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項の規定により行う業務のほか、①電子決済手段等取引業及び②電子決済手段サービス仲介業に係る業務を行うことができる<sup>51</sup>。

暗号資産取引業を行う金融商品取引業者は、金融商品取引業、改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 1 項の規定により行う業務及び 2 項各号に掲げる業務以外の業務を兼業することも可能であるが<sup>52</sup>、これらの業務を兼業しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない<sup>53</sup>。現行の資金決済法において、暗号資産交換業者が他に行っ

<sup>50</sup> ただし、第一種少額電子募集取扱業務及び非上場有価証券特例仲介等業務を除く。

<sup>51</sup> 改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 2 項。

<sup>52</sup> 改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 3 項。

<sup>53</sup> 改正金商法案 35 条の 2 の 2 第 4 項。第一種金融商品取引業では承認制と届出制が並存するが、暗号資産取引業では事前届出に統一されている点の特徴である。

ている事業に変更があるときは事後届出を行うこととされているが<sup>54</sup>、改正金商法案の下では事前届出が必要となる。

## 2. 暗号資産取引業の業務に係る規制

### (1) 業務管理体制の整備義務

金融商品取引業者は、暗号資産取引業を含む金融商品取引業を適確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならない<sup>55</sup>。

改正金商法案の下で整備すべき体制の具体的内容は内閣府令に委任されているが、説明資料によれば、取り扱う暗号資産の審査体制、顧客適合性確保のための確認体制、売買審査体制等が規定される予定とされている。現行の一般社団法人日本暗号資産等取引業協会(以下「JVCEA」という。)自主規制において定められている取扱う暗号資産の審査や売買審査の体制整備義務等について、拡充した上で法令上の業務管理体制として明文化されることが予想される。

### (2) 公益・投資者保護の基準に適合しない暗号資産の取扱い禁止

金融商品取引業者は、公益又は投資者の保護を確保するために必要な基準に適合しない暗号資産の取扱いを行ってはならない<sup>56</sup>。現行の資金決済法においても、暗号資産交換業者は、暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、利用者の保護又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産を取り扱わないために必要な措置を講ずることが義務付けられているが<sup>57</sup>、これを法令上の禁止規定に格上げする趣旨の規定であると考えられる。

基準の具体的内容は内閣府令に委任されているが、説明資料によれば、流動性、コンプライアンス、移転記録管理等に関する観点からの基準が定められる予定とされている。

### (3) 暗号資産管理関係業務提供者以外の者から暗号資産管理関係業務の提供を受けることの禁止等

金融商品取引業者は、後記 4.の届出を行った業者(暗号資産管理関係業務提供者)以外の者から暗号資産管理関係業務の提供を受けてはならない<sup>58</sup>。また、暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合には、内閣府令で定めるところにより、暗号資産管理関係業務提供者の選定に係る基準及び手続の整備、当該暗号資産管理関係業務提供者に対する指導その他の顧客の暗号資産の管理に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない<sup>59</sup>。現行の資金決済法においては同様の規制は存在せず、改正金商法案において新設される規制である。

### (4) 外部委託先の管理義務

金融商品取引業者は、他の者が提供する暗号資産売買等業務に必要な情報システムを継続的に利用する場合には、内閣府令で定めるところにより、当該情報システムを提供する者の選定に係る基準及び手続の整備、当該者に対する指導その他の暗号資産売買等業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない<sup>60</sup>。また、暗号資産管理関係業務提供者から暗号資産管理関係業務の提供を受ける場合のほか、金融商品取

54 資金決済法 63 条の 6、63 条の 3 第 1 項第 10 号。

55 改正金商法案 35 条の 3 第 2 項。

56 改正金商法案 43 条の 7。

57 暗号資産交換業者に関する内閣府令 23 条第 5 号。

58 改正金商法案 43 条の 12 第 1 項。

59 改正金商法案 43 条の 12 第 2 項。

60 改正金商法案 43 条の 13 第 1 項。

引業者は、その行う暗号資産取引業の一部を他の者に委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない<sup>61</sup>。

## (5) 金融商品取引責任準備金・自己資本規制

暗号資産取引業を行う金融商品取引業者は、暗号資産の売買その他の取引の取引量に応じ、内閣府令で定めるところにより、金融商品取引責任準備金の積立てが義務付けられる<sup>62</sup>。コールドウォレット等で管理する暗号資産についてもハッキングによる流出リスクがあること等を踏まえ、暗号資産取引に関して事故が生じた場合の顧客への補償原資として、新たに導入される制度である。

また、資金決済法下の暗号資産交換業者については、JVCEA 自主規制規則に基づき財務健全性水準の設定及び財務健全性指数の算出・報告が求められているに留まるが、改正金商法案においては、暗号資産取引業を行う金融商品取引業者には、自己資本規制比率の算出等が法令上義務付けられることとなる<sup>63</sup>。

## (6) 外務員規制

金融商品取引業者は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために①暗号資産の売買、②暗号資産の売買の媒介、取次ぎ又は代理、③特定暗号資産の引受け、④特定暗号資産取得勧誘等の取扱い、⑤暗号資産の売買又はその媒介、取次若しくは代理の申込の勧誘を行う者については、外務員登録を行わなければならない<sup>64</sup>。上記①乃至⑤の行為については、「暗号資産関係職務」と定義されている。

従前より、金融商品取引業者の役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために有価証券やデリバティブ取引に関する所定の行為を行う者については外務員登録の対象とされているところ、改正金商法案においては、外務員登録の対象となる者の範囲が拡大し、暗号資産関係職務を行う役員又は使用人も含まれることとなった。

## (7) 暗号資産等管理業務に係る規制

顧客の金銭の預託を受ける又は暗号資産を管理する暗号資産等管理業務について、過去の暗号資産流出事案を踏まえた財産保全規制が整備される。暗号資産等管理業務を行う金融商品取引業者に対しては、以下の規律が課される。

### ① 善管注意義務

金融商品取引業者は、顧客に対し、善良な管理者の注意をもって暗号資産等管理業務を行わなければならない<sup>65</sup>。

### ② 暗号資産等管理業務の方法

暗号資産管理業務を行うにあたっては、顧客の暗号資産を適切に管理するための方法として内閣府令で定める方法によらなければならない<sup>66</sup>。資金決済法下においては、暗号資産交換業者に関する内閣府令 27 条 2 項が、顧

61 改正金商法案 43 条の 13 第 2 項。

62 改正金商法案 46 条の 5。説明資料 4 頁によれば、内閣府令において、管理する暗号資産の残高に応じ、セキュリティ水準も勘案しながら積立率を定める予定とされている。

63 改正金商法案 46 条の 6。第一種金融商品取引業者に課されている自己資本規制と同等の規律であり、財務基盤の安定性確保を目的とする。

64 改正金商法案 64 条第 1 項。

65 改正金商法案 43 条の 10。

66 改正金商法案 43 条の 11。

客暗号資産の「常時」インターネット切断下での管理(コールドウォレット管理)を原則とし、顧客暗号資産の5%以内を限度としてホットウォレットによる管理を認めているが、改正金商法下における具体的な管理方法は、改正金商法案 43 条の 11 の委任を受けた内閣府令により定められる見込みである。

### ③ 分別管理義務

金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して、顧客の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない<sup>67</sup>。

また、金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して、内閣府令で定めるところにより、顧客の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者は、顧客の暗号資産(顧客の利便の確保及び暗号資産取引業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。)を顧客の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法により管理しなければならない<sup>68</sup>。また、金融商品取引業者は、これら金銭及び暗号資産の分別管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない<sup>69</sup>。

現行の資金決済法においても、暗号資産交換業者は、顧客資産の分別管理及び分別管理監査を義務付けられており<sup>70</sup>、これと基本的に同趣旨の規定であると考えられるが、詳細は内閣府令を待つ必要がある。

### ④ 履行保証暗号資産の保有義務

金融商品取引業者は、暗号資産取引業に関して顧客から預託を受けた暗号資産のうち、顧客の利便の確保及び暗号資産取引業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するもの、すなわち顧客の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法による管理を行っていない暗号資産と同種・同量の暗号資産を「履行保証暗号資産」として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない<sup>71</sup>。この場合において、当該金融商品取引業者は、履行保証暗号資産を顧客の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない<sup>72</sup>。また、金融商品取引業者は、履行保証暗号資産の管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期的に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない<sup>73</sup>。

現行の資金決済法においても、暗号資産交換業者は、顧客の暗号資産の流出リスクに備える趣旨で、履行保証暗号資産の保有及び監査が義務付けられており<sup>74</sup>、これと基本的に同趣旨の規定であると考えられるが、詳細は内閣府令を待つ必要がある。

### ⑤ 顧客の暗号資産を担保に供与する行為等の制限

金融商品取引業者は、その行う暗号資産取引業に関して管理する顧客の暗号資産を担保に供する場合(当該金融商品取引業者が暗号資産の管理を行うことを目的とする契約に基づき顧客が当該金融商品取引業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権を担保に供する場合を含む。)又は他人に貸し付ける場合には、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならない<sup>75</sup>。ただし、金商法 34 条の 2 第 12

67 改正金商法案 43 条の 14 第 1 項。

68 改正金商法案 43 条の 14 第 2 項。

69 改正金商法案 43 条の 14 第 3 項。

70 資金決済法 63 条の 11。

71 改正金商法案 43 条の 15 第 1 項。現行の資金決済法 63 条の 11 の 2 が定める履行保証暗号資産に相当する規律である。

72 改正金商法案 43 条の 15 第 1 項。履行保証暗号資産は、顧客から預託を受けた暗号資産と同様に、利用者の権利保全の最後の砦として機能する性質のものであることから、顧客預託暗号資産と同様にコールドウォレットによる管理が義務付けられることが予想される。具体的な管理方法は内閣府令に委任される。

73 改正金商法案 43 条の 15 第 2 項。

74 資金決済法 63 条の 11 の 2。

75 改正金商法案 43 条の 16。

項が準用されるため、書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面による同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより得ることができる。

現行の資金決済法においては同様の規制は存在せず、改正金商法案により新設される規制である。なお、現行の資金決済法の下でも、顧客の同意なく顧客の暗号資産を担保に供すること等ができるものではないと考えられる。そのため、本条は、単に規制を強化しようとするものではなく、顧客の暗号資産を担保に供する行為等に関する規律を法令上明確化する趣旨であるとも考えられる。ただし、詳細については内閣府令を待つ必要がある。

## ⑥ 対象暗号資産の弁済

金融商品取引業者との間で当該金融商品取引業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した者は、当該金融商品取引業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、対象暗号資産(当該金融商品取引業者が分別管理する顧客の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。)について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利(優先弁済権)を有する<sup>76</sup>。

また、金融商品取引業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該金融商品取引業者の関係者は、当該金融商品取引業者がその行う暗号資産取引業に関し管理する顧客の暗号資産に係る上記優先弁済権の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとされている<sup>77</sup>。

現行の資金決済法においても、暗号資産交換業者との間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理を行うことを内容とする契約を締結した利用者は、当該暗号資産交換業者に対して有する暗号資産の移転を目的とする債権に関し、当該暗号資産交換業者が分別管理する利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する<sup>78</sup>。また、当該暗号資産交換業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該暗号資産交換業者の関係者は、当該権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めることとされており、これらと基本的に同趣旨の規定であると考えられる<sup>79</sup>。

## (8) 暗号資産取引特例業務に関する規定

暗号資産取引業のうち、特定暗号資産の募集・売出し(特定暗号資産発行者が当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産について行うものに限る<sup>80</sup>。)又は暗号資産の借入れを業として行う行為は「暗号資産取引特例業務」として定義されている<sup>81</sup>。暗号資産取引特例業務のみを行う暗号資産取引業者については、登録等の特例の規定が整備され<sup>82</sup>、通常の暗号資産取引業者と比較し、一定の規制緩和措置がとられている。具体的な緩和内容としては、暗号資産取引特例業務のみを行う者<sup>83</sup>については、兼業規制に係る届出を要しない<sup>84</sup>とともに、金融商品取引責任準備金に係る改正金商法案 46 条の 5 の規定及び自己資本規制比率の算出等に係る同 46 条の 6 の規定がいずれも適用されない<sup>85</sup>点等が挙げられる。これは、暗号資産取引特例業務のみを行う暗号資産取引業者に関しては、顧客に影響を与えるリスクが異なることを踏まえた規制内容の合理的な調整であると考えられる。

<sup>76</sup> 改正金商法案 43 条の 17。

<sup>77</sup> 改正金商法案 43 条の 18。

<sup>78</sup> 資金決済法 63 条の 19 の 2。

<sup>79</sup> 資金決済法 63 条の 19 の 3。

<sup>80</sup> 特定暗号資産の自己募集・自己売出しに限る趣旨と考えられる。

<sup>81</sup> 改正金商法案 29 条の 6 第 7 項。

<sup>82</sup> 改正金商法案 29 条の 6。

<sup>83</sup> ただし、第一種金融商品取引業(第一種少額電子募集取扱業務及び非上場有価証券特例仲介等業務を除く。)を行う者を除く。

<sup>84</sup> 改正金商法案第 29 条の 6 第 3 項。

<sup>85</sup> 改正金商法案第 29 条の 6 第 4 項。

## (9) 暗号資産を投資対象とする投資運用業・投資助言・代理業の拡張

暗号資産現物を投資対象とする投資運用行為及び投資助言行為が、それぞれ投資運用業及び投資助言・代理業の規制対象となる<sup>86</sup>。これは、暗号資産に関する投資セミナーやオンラインサロン等を通じた悪質な行為への対応として、暗号資産の投資運用や投資アドバイスについても投資助言・代理業の規制対象とすることで業務の適正な運営を確保することを目的とするものと考えられる<sup>87</sup>。これにより、既存の投資運用業者や投資助言・代理業者は、業務方法書の変更を行うことにより、暗号資産現物の投資運用行為や、暗号資産現物の価値等に関する投資助言行為を行うことができるようになるものと考えられる。

## 3. 暗号資産取引に係る仲介業の金融商品仲介業への包含

暗号資産取引に係る仲介業が金融商品仲介業の対象に追加される<sup>88</sup>。基本的には現行資金決済法における「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」<sup>89</sup>に係る規定のうち暗号資産仲介行為に係る部分で規律されるものであるが、金商法の改正に伴い、金融商品仲介業に統合されることとなる。なお、資金決済法上の暗号資産仲介行為は、「暗号資産交換業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行う」行為に限られるが、金融商品仲介業に包含された後は、特定暗号資産取得勧誘等の取扱いが含まれる。

## 4. 暗号資産管理関係業務提供者に対する規制

金融商品取引業者(暗号資産の管理を業として行う者に限る。以下本項目について同じ。)に対し顧客の暗号資産の管理に必要な情報システムを継続的に利用させる等の業務(以下「暗号資産管理関係業務」<sup>90</sup>)という。)を行うことについて内閣総理大臣に届出をした者(以下「暗号資産管理関係業務提供者」という。)について、内閣総理大臣への届出義務、誠実義務、善管注意義務、業務管理体制の整備義務、名義貸しの禁止、記録の保存義務及び監督上の処分等の規定が新設される<sup>91</sup>。暗号資産の流出リスク等に鑑み、金融商品取引業者の委託を受けて暗号資産の管理に必要な情報システムの提供者及び当該情報システムの保守又は管理を行う外部委託先のセキュリティ確保を目的とする規律である。

暗号資産管理関係業務とは、具体的には以下の業務をいう。

---

<sup>86</sup> 改正金商法案 2 条 8 項第 11 号、第 12 号、第 14 号及び第 15 号により、暗号資産を対象とする投資運用行為及び投資助言行為が金融商品取引業の対象に明示的に追加される。具体的には、同項第 11 号(投資助言)、第 12 号(投資法人資産運用・投資一任)、第 14 号(投資信託運用)、第 15 号(ファンド運用)の各号に暗号資産関連の文言が加えられる構造である。

<sup>87</sup> WG 報告 26 頁は、暗号資産に関する投資セミナーやオンラインサロン等が出現している現状を踏まえ、暗号資産の投資運用や投資アドバイスについても投資助言・代理業の対象とすることで業務の適切な運営を確保すべきであると指摘している。

<sup>88</sup> 改正金商法案 2 条第 11 項第 2 号・第 66 条以下。

<sup>89</sup> 2025 年改正資金決済法(令和 7 年法律第 66 号)2 条第 18 項に規定されているが、本項執筆時点では未施行。同項第 2 号の「暗号資産仲介行為」(暗号資産交換業者以外の者が、暗号資産交換業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行うこと)が、今般の改正により金商法上の金融商品仲介業に包含されることとなる。

<sup>90</sup> 改正金商法案 2 条第 54 項。

<sup>91</sup> 改正金商法案 66 条の 94(事前届出)、66 条の 95(誠実義務)、66 条の 96(善管注意義務)、66 条の 97(業務管理体制の整備義務)、66 条の 98(名義貸しの禁止)、66 条の 99(記録の保存義務)及び監督上の処分等の規定が新設される。

### 【暗号資産管理関係業務の種類】

号	業務の内容
改正金商法案 2条54項第1号	金融商品取引業者に対し、顧客の暗号資産の管理に必要な情報システム(内閣府令で定めるものに限る。)を継続的に利用させる業務
同項第2号	金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者の前号に規定する情報システムの保守又は管理(内閣府令で定めるものに限る。)を行う業務
同項第3号	第1号及び第2号に掲げるもののほか、金融商品取引業者の委託を受けて、顧客の暗号資産の管理に係る業務のうち内閣府令で定めるものを行う業務

上記の通り、暗号資産管理関係業務の内容の詳細や、届出要件及び整備が義務付けられる業務管理体制の具体的な内容は内閣府令に委任されている。

これらは現行の資金決済法においては同様の規制は存在せず、改正金商法案において新たに創設される規制である。

## 5. 外国暗号資産取引業者に関する規定

外国暗号資産取引業者(金融商品取引業者以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産取引業を行う者をいう。以下同じ。)は、国内にある者を相手方として、暗号資産取引業を行ってはならない<sup>92</sup>。ただし、金融商品取引業者(暗号資産取引業を行う者に限る。)を相手方とする場合その他政令で定める場合は、この限りではない<sup>93</sup>。上記但書に該当する場合には、暗号資産取引業に係る登録を受けることなく、日本国内にある者を相手方として暗号資産取引業に該当する行為を行う場合が含まれると思われる。加えて、外国暗号資産取引業者が勧誘することなく本邦居住者からの注文を受けて取引を行うこと等が認められる可能性があるが、詳細は政令案を待つ必要がある。

## 6. 無登録業者への対応の強化

### (1) 罰則の引上げ

無登録で暗号資産取引業を行う者に対する罰則に関しては、当該違反を行った者(行為者)については、現行の3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はその併科から、10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科に引き上げられる<sup>94</sup>。

### (2) 緊急差止命令の対象化

本改正は、無登録業者の違法行為を迅速に停止させるため、裁判所による緊急差止命令の対象に暗号資産関連の無登録業を追加し、証券取引等監視委員会の申立て権限を付与する<sup>95</sup>。

<sup>92</sup> 改正金商法案 62条の2。

<sup>93</sup> 改正金商法案 62条の2但書。

<sup>94</sup> 改正金商法案 197条1項第4号の4。

<sup>95</sup> 改正金商法案 192条。証券取引等監視委員会の申立て権限については、金商法 194条の7第4項。

### (3) 犯則調査権限の追加

改正金商法案では、犯則事件の定義に暗号等資産の売買その他の取引に係る事件が追加されており、今後政令で定められることによって、証券取引等監視委員会が無登録業者に対し犯則調査権限を行使することが可能となる<sup>96</sup>。

## IV. 暗号資産取引等に係る不公正取引規制等に関する規定の整備

改正金商法案では、以下のとおり、暗号資産に係るインサイダー取引規制を含む暗号資産に係る不公正取引規制の追加、暗号資産に係る不公正取引に対するエンフォースメントの強化等が行われる。

### 1. 暗号資産に係るインサイダー取引規制の導入

現行の金商法では、暗号資産についても、上場有価証券等の不公正取引規制と同様に、不正行為の禁止に関する一般規制、風説の流布や偽計、相場操縦行為等の禁止規制が整備されているが、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていない。

今般の改正金商法案では、国際的な情勢を踏まえ、取引の公正を確保する観点から、上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組みをベースに、①国内の暗号資産取引業者で取り扱われる暗号資産<sup>97</sup>について、②「重要事実」に接近できる③特別の立場にある者(インサイダー)が、当該事実の公表前に、売買等を行うことを禁止することが規定されるなど、暗号資産のインサイダー取引規制が整備される<sup>98</sup>。かかるインサイダー取引規制の概要は以下のとおりである。

#### (1) 特定暗号資産発行者関係者に対する規制

##### ア 特定発行者関係者の売買等の禁止

改正金商法案 171 条の 7 第 1 項は、特定暗号資産発行者関係者(例:特定暗号資産発行者の役員等)であって特定暗号資産等に関する重要事実を知ったものは、当該重要事実の公表<sup>99</sup>がされた後でなければ、当該特定暗号資産等に関する重要事実に係る特定暗号資産<sup>100</sup>(本(1)において、以下「対象特定暗号資産」という。)又は当該対象特定暗号資産に係るオプションを表示する 2 条 1 項第 19 号<sup>101</sup>に掲げる有価証券その他の当該対象特定暗号資産に関連するものとして政令で定める有価証券若しくは暗号資産(本(1)において、以下「対象特定暗号資産等」とい

<sup>96</sup> 改正金商法案 210 条第 1 項。

<sup>97</sup> 説明資料 5 頁参照。

<sup>98</sup> 改正金商法案 171 条の 7 から改正金商法案 171 条の 10。

<sup>99</sup> 改正金商法案 171 条の 7 第 1 項、2 項第 1 号及び第 3 項で規定される「公表がされた」とは、「第 1 項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実について、当該特定暗号資産発行者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該特定暗号資産等に関する重要事実が記載され、若しくは記録されている当該特定暗号資産発行者の特定暗号資産情報等若しくは訂正特定暗号資産情報等が公表されたことをいう」と規定される(同条 4 項参照)。

<sup>100</sup> 「金融商品取引業者(暗号資産売買等業務を行う者に限る。...)...による暗号資産売買等業務における取扱いが行われているもの(金融商品取引業者の業務執行を決定する機関により当該取扱いの開始の決定がされたものを含む。)」に限られる。

<sup>101</sup> 金商法 2 条 1 項第 19 号はいわゆるカバードワラントを定義する規定であり、具体的には「金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う 21 項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場(第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引であって 21 項第 3 号に掲げる取引と類似の取引(金融商品(24 項 3 号の 3 に掲げるものに限る。)又は金融指標(当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。)に係るものを除く。)に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う 22 項第 3 号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利(以下「オプション」という。)を表示する証券又は証書」と規定される。

う。)に係る売買等<sup>102</sup>をしてはならないことを規定する<sup>103</sup>。

同項における規制対象者は、「...特定暗号資産発行者関係者...」であつて、特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知つたもの」と規定されるが、それぞれの概要は以下のとおりである。

号	「特定暗号資産発行者関係者」	「重要事実を当該各号に定めるところにより知つたもの」
1	<p>特定暗号資産発行者(*1)の役員等<sup>104</sup>(*2)</p> <p>(*1)その者が法人であるときは、当該法人の親会社を含む。 (*2)当該特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人・使用人</p>	その者の職務に関し知つたとき
2	<p>特定暗号資産発行者の会社法 433 条 1 項に定める権利を有する株主(*1)又は同条 3 項に定める権利を有する社員(*1)(*2)</p> <p>(*1)これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。 (*2)当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。</p>	当該権利の行使に関し知つたとき
3	<p>特定暗号資産発行者に対する法令に基づく権限を有する者であつて、当該権限の行使に関し重要事実を知つた者</p>	当該権限の行使に関し知つたとき
4	<p>特定暗号資産発行者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者(*1)であつて、当該特定暗号資産発行者の役員等(*2)以外のもの</p> <p>(*1)その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。 (*2)当該特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人。</p>	当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知つたとき
5	<p>第 2 号又は第 4 号に掲げる者が法人である場合の当該法人の役員等(*)</p> <p>(*)その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ第 2 号又は第 4 号に定めるところにより当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を知つた場合にお</p>	その者の職務に関し知つたとき

<sup>102</sup> 「売買等」とは、改正金商法案 171 条の 7 第 1 項柱書において、売買その他の有償の提供若しくは譲渡若しくは取得若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継(合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。)又はデリバティブ取引をいう。

<sup>103</sup> 改正金商法案第 171 条の 7 第 1 項後段によれば、「特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた特定暗号資産発行者関係者であつて、当該各号に掲げる特定暗号資産発行者関係者でなくなった後一年以内のものについても、同様とする。」とされる。

<sup>104</sup> 「役員等」とは、改正金商法案 166 条第 1 項 1 号において、「役員(会計参与が法人であるときは、その社員)、代理人、使用人その他の従業者」をいうものとして定義される。

号	「特定暗号資産発行者関係者」	「重要事実を当該各号に定めるところにより知ったもの」
	けるその者に限る。	

また、特定暗号資産に関する「重要事実」は改正金商法案 171 条の 7 第 2 項各号に列挙され、その概要は下表のとおりである。なお、同項柱書括弧書によれば、第 1 号及び第 2 号に掲げる「重要事実」からは、「投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準」に該当するものが除外される。

号	重要事実
1	<p>特定暗号資産発行者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。</p> <p>イ. 当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の技術的仕様の変更</p> <p>ロ. 新たに発行される当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘若しくは既に発行された当該特定暗号資産の譲渡の申込み若しくはその譲受けの申込みの勧誘又は当該特定暗号資産発行者に対して行使することにより当該特定暗号資産の提供若しくは譲渡を受けることができる権利の提供の申込み若しくはその取得の申込みの勧誘</p> <p>ハ. 当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に関連するサービスの提供の開始、休止又は終了</p> <p>ニ. 当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に係る業務上の提携又はその解消</p> <p>ホ. 当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の技術的仕様の保守に係る業務の廃止</p> <p>ヘ. 当該特定暗号資産発行者の解散(合併による解散を除く。)</p> <p>ト. 上記イからへまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項</p>
2	<p>当該特定暗号資産発行者に次に掲げる事実が発生したこと。</p> <p>イ. 当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産又はこれに係る業務について災害に起因して生じた障害又は業務遂行の過程で生じた障害</p> <p>ロ. 金融商品取引業者の業務執行を決定する機関による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いの開始の決定又は当該特定暗号資産に係るオプションの上場の承認</p> <p>ハ. 金融商品取引業者の業務執行を決定する機関による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いをやめることの決定又は当該特定暗号資産に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実</p> <p>ニ. 提携先による当該特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産に関連するサービスの提供の開始、休止又は終了の決定</p> <p>ホ. 上記イから二までに掲げる事実に基づき政令で定める事実</p>
3	<p>第 1 号及び第 2 号に掲げる事実を除き、特定暗号資産又はこれに係る業務に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>

## イ 特定暗号資産発行者関係者から重要事実の伝達を受けた者の売買等の禁止

改正金商法案 171 条の 7 第 3 項は、特定暗号資産発行者関係者<sup>105</sup>から当該特定暗号資産発行者関係者が同条

<sup>105</sup> 特定暗号資産発行者に係る特定暗号資産等に関する重要事実を改正金商法案 171 条の 7 第 1 項各号に定めるところにより知った特定暗号資産発行者関係者であって、当該各号に掲げる特定暗号資産発行者関係者でなくなった後 1 年以内のものを含む。

1 項各号に定めるところにより知った同項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の伝達を受けた者<sup>106</sup>又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であって、その者の職務に関し当該特定暗号資産等に関する重要事実を知ったものは、当該特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、対象特定暗号資産等に係る売買等をしてはならないことを規定する。

## ウ 適用除外

改正金商法案 171 条の 7 第 6 項は、以下に掲げる場合には、上記ア記載の特定発行者関係者の売買等の禁止規定及び上記イ記載の特定暗号資産発行者関係者から重要事実の伝達を受けた者の売買等の禁止規定が適用されないことを規定する。

号	適用除外の類型
1	特定暗号資産発行者に対して行使することにより対象特定暗号資産の提供又は譲渡を受けることができる権利を有する者が当該権利を行使することにより対象特定暗号資産の取得又は譲受けをする場合
2	対象特定暗号資産等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合
3	法令上の義務に基づき対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合
4	改正金商法案 159 条 3 項又は 171 条の 5 第 3 項の政令で定めるところにより対象特定暗号資産等に係る売買等をする場合
5	改正金商法案 171 条の 7 第 1 項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知った者が当該特定暗号資産等に関する重要事実を知っている者との間において、対象特定暗号資産等に係る売買等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務又は取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合(当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る対象特定暗号資産等について、更に同項又は 3 項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。)
6	合併等により対象特定暗号資産等を承継させ、又は承継する場合であって、当該対象特定暗号資産等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。
7	合併等の契約(新設分割にあつては、新設分割計画)の内容の決定についての取締役会の決議が特定暗号資産発行者に係る改正金商法案 171 条の 7 第 1 項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該特定暗号資産発行者の対象特定暗号資産等を承継させ、又は承継するとき。
8	新設分割(他の会社と共同してするものを除く。)により新設分割設立会社に対象特定暗号資産等を承継させる場合
9	改正金商法案 171 条の 7 第 1 項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知る前に締結された対象特定暗号資産等に係る売買等に関する契約の履行又は同項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実を知る前に決定された対象特定暗号資産等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象特定暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合(内閣府令で定める場合に限る。)

<sup>106</sup> 改正金商法案 171 条の 7 第 1 項各号に掲げる者であって、当該各号に定めるところにより当該特定暗号資産等に関する重要事実を知ったものを除く。

号	適用除外の種類
10	対象特定暗号資産の技術的仕様に基づいて一定の役務を提供することにより当該対象特定暗号資産の提供又は取得をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象特定暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合(内閣府令で定める場合に限る。)

## (2) 暗号資産取引業者関係者に対する規制

### ア 暗号資産取引業者関係者の売買等の禁止

改正金商法案 171 条の 8 第 1 項は、暗号資産取引業者関係者(例:金融商品取引業者の役員等)であって、金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知ったものは、当該重要事実の公表<sup>107</sup>がされた後でなければ、当該暗号資産等に関する重要事実に係る暗号資産<sup>108</sup>(本(2)において、以下「対象暗号資産」という。)又は当該対象暗号資産に係るオプションを表示する 2 条 1 項 19 号に掲げる有価証券その他の当該対象暗号資産に関連するものとして政令で定める有価証券若しくは暗号資産(本(2)において、以下「対象暗号資産等」という。)に係る売買等をしてはならない<sup>109,110</sup>。

同項における規制対象者は、「…暗号資産取引業者関係者…であって、金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を当該各号に定めるところにより知ったもの」と規定されるが、それぞれの概要は以下のとおりである。

<sup>107</sup> なお、改正金商法案 171 条の 8 第 1 項、2 項 1 号及び 3 項で規定される「公表がされた」とは、「第 1 項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実について、当該金融商品取引業者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実が記載され、若しくは記録されている特定暗号資産発行者の特定暗号資産情報等若しくは訂正特定暗号資産情報等若しくは当該金融商品取引業者の暗号資産情報等若しくは訂正暗号資産情報等が公表されたことをいう」と規定される(同条 4 項参照)。

<sup>108</sup> 「金融商品取引業者による暗号資産売買等業務における取扱いが行われているもの(金融商品取引業者の業務執行を決定する機関により当該取扱いの開始の決定がされたものを含む。)」に限られる。

<sup>109</sup> 改正金商法案 171 条の 8 第 1 項後段は、「当該金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知った暗号資産取引業者関係者であって、当該各号に掲げる暗号資産取引業者関係者でなくなった後 1 年以内のものについても、同様とする。」と規定する。

<sup>110</sup> WG 報告 32 頁は「…中央集権型暗号資産の発行者が関知せずに交換業者で取り扱われる場合(交換業者による勝手『上場』等)もあるため、「交換業者における暗号資産の取扱い等に関する重要事実」に係る規制対象者については、「交換業者の関係者」を特に規定する必要がある」と指摘する。

号	「暗号資産取引業者関係者」	「重要事実を当該各号に定めるところにより知ったもの」
1	金融商品取引業者(*)の役員等  (*)当該金融商品取引業者の親会社を含む。	その者の職務に関し知ったとき
2	金融商品取引業者の会社法 433 条 1 項に定める権利を有する株主又は同条 3 項に定める権利を有する社員(*)  (*)当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。	当該権利の行使に関し知ったとき
3	金融商品取引業者に対する法令に基づく権限を有する者	当該権限の行使に関し知ったとき
4	金融商品取引業者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者(*)であって、当該金融商品取引業者の役員等以外のもの  (*)その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。	当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知ったとき
5	2 号又は 4 号に掲げる者が法人である場合の当該法人の役員等(*)  (*)その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ 2 号又は 4 号に定めるところにより当該金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知った場合におけるその者に限る。	その者の職務に関し知ったとき

また、金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する「重要事実」は改正金商法第 171 条の 8 第 2 項各号に列挙され、その概要は下表のとおりである。なお、同項柱書括弧書によれば、1 号及び 2 号に掲げる「重要事実」からは、「投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準」に該当するものが除外される。

号	重要事実
1	金融商品取引業者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る事項を行わないことを決定したこと。 イ. 暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いの開始 ロ. 暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱いをやめること ハ. 当該金融商品取引業者の解散(合併による解散を除く。) ニ. 上記イからハまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項
2	金融商品取引業者に次に掲げる事実が発生したこと。 イ. 管理する顧客の暗号資産の不正の手段による移転 ロ. 暗号資産の暗号資産売買等業務における取扱い又は暗号資産の管理について災害に起因して生じた障害又は業務遂行の過程で生じた障害 ハ. 暗号資産売買等業務において取り扱う特定暗号資産についての他の者による関連するサービスの提供の開始、休止又は終了の決定 ニ. 上記イからハまでに掲げる事実に基づき事実として政令で定める事実

号	重要事実
3	1号及び2号に掲げる事実を除き、金融商品取引業者による暗号資産の取扱い又は当該取扱いに係る暗号資産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

## イ 暗号資産取引業者関係者から重要事実の伝達を受けた者の売買等の禁止

改正金商法案 171 条の 8 第 3 項は、大要として、暗号資産取引業者関係者<sup>111</sup>から当該暗号資産取引業者関係者が同条 1 項各号に定めるところにより知った同項に規定する特定暗号資産等に関する重要事実の伝達を受けた者<sup>112</sup>又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であって、その者の職務に関し当該特定暗号資産等に関する重要事実を知ったものは、当該特定暗号資産等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、対象特定暗号資産等に係る売買等をしてはならないことを規定する。

## ウ 適用除外

改正金商法案 171 条の 8 第 5 項は、大要として、以下に掲げる場合には、上記ア記載の暗号資産取引業者関係者の売買等の禁止規定及び上記イ記載の暗号資産取引業者関係者から重要事実の伝達を受けた者の売買等の禁止規定が適用されないことを規定する。

号	適用除外の類型
1	特定暗号資産発行者に対して行使することにより対象暗号資産の提供又は譲渡を受けることができる権利を有する者が当該権利を行使することにより対象暗号資産の取得又は譲受けをする場合
2	対象暗号資産等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより対象暗号資産等に係る売買等をする場合
3	法令上の義務に基づき対象暗号資産等に係る売買等をする場合
4	改正金商法案 159 条 3 項又は 171 条の 5 第 3 項の政令で定めるところにより対象暗号資産等に係る売買等をする場合
5	改正金商法案 171 条の 8 第 1 項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知った者が当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知っている者との間において、対象暗号資産等に係る売買等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務又は取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合(当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る対象特定暗号資産等について、更に同項又は 3 項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。)
6	合併等により対象暗号資産等を承継させ、又は承継する場合であって、当該対象暗号資産等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。
7	合併等の契約(新設分割にあつては、新設分割計画)の内容の決定についての取締役会の決議が金融商品取引業者に係る改正金商法案 171 条の 8 第 1 項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該特金融商品取引業者の対象暗号資産等を

<sup>111</sup> 金融商品取引業者に係る暗号資産の取扱い等に関する重要事実を改正金商法案第 171 条の 8 第 1 項各号に定めるところにより知った暗号資産取引業者関係者であつて、当該各号に掲げる暗号資産取引業者関係者でなくなった後 1 年以内のものを含む。

<sup>112</sup> 改正金商法案 171 条の 8 第 1 項各号に掲げる者であつて、当該各号に定めるところにより当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知ったものを除く。

号	適用除外の類型
	承継させ、又は承継するとき。
8	新設分割(他の会社と共同してするものを除く。)により新設分割設立会社に対象暗号資産等を承継させる場合
9	改正金商法案 171 条の 8 第 1 項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知る前に締結された対象暗号資産等に係る売買等に関する契約の履行又は同項に規定する暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知る前に決定された対象暗号資産等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合(内閣府令で定める場合に限る。)
10	対象暗号資産の技術的仕様に基いて一定の役務を提供することにより当該対象特定暗号資産の提供又は取得をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく対象暗号資産等に係る売買等であることが明らかな売買等をする場合(内閣府令で定める場合に限る。)

### (3) 大量売買者関係者に対する規制

#### ア 大量売買者関係者の売買等の禁止

改正金商法案 171 条の 9 第 1 項は、大要として、大量売買者関係者であつて、暗号資産<sup>113</sup>又は当該暗号資産に係るオプションを表示する 2 条 1 項 19 号に掲げる有価証券その他の当該暗号資産に関連するものとして政令で定める有価証券若しくは暗号資産(本(3)において、以下「暗号資産等」という。)の大量売付け又は大量買付け<sup>114</sup>をする者の大量売買事実<sup>115</sup>を知ったものは、当該大量売買事実の公表<sup>116</sup>がされた後でなければ、当該暗号資産等に係る売付け等・買付け等をしてはならない<sup>117</sup>と規定する<sup>118</sup>。

同項における規制対象者は、「...大量売買者関係者...であつて...大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実(=大量売買事実)を当該各号に定めるところにより知つたもの」と規定されるが、それぞれの概要は以下のとおりである。

113 「金融商品取引業者による暗号資産売買等業務における取扱いが行われているもの(金融商品取引業者の業務執行を決定する機関により当該取扱いの開始の決定がされたものを含む。)」に限られる。

114 「大量売付け」「大量買付け」とは、暗号資産等の売付け・買付けのうち、「暗号資産等の価格等に対して重要な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの」を指すが、説明資料 5 頁によれば「政令で発行済暗号資産の 20%以上の売買等を定める予定」とされる。

115 改正金商法案 171 条の 9 第 3 項において、「大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実」が「大量売買事実」として定義される。

116 なお、改正金商法案 171 条の 9 第 1 項から第 3 項で規定される「公表がされた」とは、「大量売買事実について、当該大量売買者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことをいう」と規定される(同条 4 項参照)。

117 正確には「...大量買付けの実施に関する事実又は大量買付けの中止に関する事実に係る場合にあっては当該大量売付けの実施又は大量買付けの中止に係る暗号資産等に係る売付け等をしてはならず、大量買付けの実施に関する事実又は大量売付けの中止に関する事実に係る場合にあっては当該大量買付けの実施又は大量売付けの中止に係る暗号資産等に係る買付け等をしてはならない」と規定される。

118 改正金商法案 171 条の 9 第 1 項後段は、「当該大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知つた大量売買者関係者であつて、当該各号に掲げる大量売買者関係者でなくなった後 6 か月以内のものについても、同様とする。」と規定する。

号	「大量売買者関係者」	大量売買事実を「当該各号に定めるところにより知ったもの」
1	<p>大量売買者(*1)の役員等(*2)</p> <p>(*1)その者が法人であるときは、当該法人の親会社並びに当該法人が投資法人である場合における当該法人の資産運用会社及びその親会社を含む。</p> <p>(*2) 当該大量売買者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人</p>	その者の職務に関し知ったとき
2	<p>大量売買に係る特定暗号資産の特定暗号資産発行者(その者が法人であるときは当該法人の親会社を含み、以下「対象特定暗号資産発行者」という。)</p> <p>又は当該対象特定暗号資産発行者の役員等(*)</p> <p>(*)当該対象特定暗号資産発行者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人</p>	当該大量売買者からの伝達により知ったとき(当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該大量売買者からの伝達により知ったとき)
3	<p>大量売買者又は対象特定暗号資産発行者(*1)の会社法 433 条 1 項に定める権利を有する株主(*2)又は同条 3 項に定める権利を有する社員(*2)(*3)</p> <p>(*1)第 2 号に定めるところにより当該大量売買者の大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を知った者に限る。4 号及び 5 号において同じ。</p> <p>(*2)これに類する権利を有するものとして政令で定める者を含む。</p> <p>(*3)当該株主又は社員が法人であるときはその役員等を、当該株主又は社員が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。</p>	当該権利の行使に関し知ったとき
4	大量売買者又は対象特定暗号資産発行者に対する法令に基づく権限を有する者	当該権限の行使に関し知ったとき
5	<p>大量売買者又は対象特定暗号資産発行者と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者(*1)であつて、当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行者の役員等(*2)以外のもの</p> <p>(*1)その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む</p> <p>(*2)当該大量売買者又は対象特定暗号資産発行以外の者が法人以外の者であるときは、その代理人又は使用人</p>	当該契約の締結若しくはその交渉又は履行に関し知ったとき
6	<p>2 号、3 号又は 5 号に掲げる者が法人である場合の当該法人の役員等(*)</p> <p>(*)その者が役員等である当該法人の他の役員等が、それぞれ 2 号、3 号又は 5 号に定めるところにより当該大量売買者の大量売付け若しくは大量買</p>	その者の職務に関し知ったとき

号	「大量売買者関係者」	大量売買事実を「当該各号に定めるところにより知ったもの」
	付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を知った場合におけるその者に限る。	

また、「大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実」(=大量売買事実)は、改正金商法案 171 条の 9 第 2 項で規定され、「大量売買者(当該大量売買者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が、それぞれ大量売付け若しくは大量買付けを行うことについての決定をしたこと又は大量売買者が当該決定(公表がされたものに限る。)に係る大量売付け若しくは大量買付けを行わないことを決定したこと」をいう。ただし、同項但書によれば、大量売買事実から「投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するもの」は除外される。

## イ 大量売買者関係者から大量売買事実の伝達を受けた者の売買等の禁止

改正金商法案 171 条の 9 第 3 項は、大量売買者関係者<sup>119</sup>から当該大量売買者関係者が改正金商法案 171 条の 9 第 1 項各号に定めるところにより知った同項に規定する大量売買事実<sup>120</sup>又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であって、その者の職務に関し当該大量売買事実を知ったものは、当該大量売買事実の公表がされた後でなければ、大量売買事実に係る暗号資産等の売付け等・買付け等<sup>121</sup>をしてはならないと規定される。

## ウ 適用除外

改正金商法案 171 条の 9 第 5 項は、以下に掲げる場合には、上記ア記載の大量売買者関係者の売買等の禁止規定及び上記イ記載の大量売買者関係者から大量売買事実の伝達を受けた者の売買等の禁止規定が適用されないことを規定する。

号	適用除外の類型
1	特定暗号資産発行者に対して行使することにより特定暗号資産の提供又は譲渡を受けることができる権利を有する者が当該権利を行使することにより特定暗号資産の取得又は譲受けをする場合
2	対象暗号資産等に係るオプションを取得している者が当該オプションを行使することにより暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合
3	法令上の義務に基づき暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合
4	改正金商法案 159 条 3 項又は 171 条の 5 第 3 項の政令で定めるところにより暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合
5	改正金商法案 171 条の 9 第 1 項に規定する大量売付けの実施に関する事実若しくは大量買付けの中止に関する事実を知った者が当該大量売付けの実施に関する事実若しくは大量買付けの中止に関する事実を知っている者

<sup>119</sup> 当該大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実又は大量売付け若しくは大量買付けの中止に関する事実を次の各号に定めるところにより知った大量売買者関係者であって、当該各号に掲げる大量売買者関係者でなくなった後 6 か月以内のものを含む。

<sup>120</sup> 改正金商法案 171 条の 9 第 1 項各号に掲げる者であって、当該各号に定めるところにより当該大量売買事実を知った者を除く。

<sup>121</sup> 正確には「同項に規定する大量売付けの実施に関する事実又は大量買付けの中止に関する事実に係る場合にあっては当該大量売付けの実施又は大量買付けの中止に係る暗号資産等に係る売付け等をしてはならず、同項に規定する大量買付けの実施に関する事実又は大量売付けの中止に関する事実に係る場合にあっては当該大量買付けの実施又は大量売付けの中止に係る暗号資産等に係る買付け等をしてはならない」と規定される。

号	適用除外の類型
	に暗号資産等に係る売付け等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務又は取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合(当該暗号資産等に係る売付け等に係る者の双方において、当該暗号資産等に係る売付け等に係る暗号資産等について、更に同項又は3項の規定に違反して暗号資産等に係る売付け等が行われることとなることを知っている場合を除く。)又は同項に規定する大量買付けの実施に関する事実若しくは大量売付けの中止に関する事実を知った者が当該大量買付けの実施に関する事実若しくは大量売付けの中止に関する事実を知っている者から暗号資産等に係る買付け等を金融商品取引業者の暗号資産売買等業務若しくは取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合
6	特定大量売買者関係者(大量売買者関係者であって改正金商法案 171 条の 9 第 1 項各号に定めるところにより同項に規定する大量売付け又は大量買付けの実施に関する事実を知った者をいう。)であって同項 1 号に掲げる者以外の者又は特定大量売買者関係者から同項に規定する大量売付け若しくは大量買付けの実施に関する事実の伝達を受けた者(特定大量売買者関係者を除き、その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。)が暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合(特定大量売買者関係者にあつては同項各号に定めるところにより同項に規定する大量売付け又は大量買付けの実施に関する事実を知った日から、当該伝達を受けた者にあつては当該伝達を受けた日から 6 か月が経過している場合に限る。)
7	合併等により暗号資産等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該暗号資産等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき
8	合併等の契約(新設分割にあつては、新設分割計画)の内容の決定についての取締役会の決議が大量売買者の大量売買事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該大量売付け又は大量買付けに係る暗号資産等を承継させ、又は承継するとき。
9	新設分割(他の会社と共同してするものを除く。)により新設分割設立会社に暗号資産等を承継させる場合
10	大量売買者の大量売買事実を知る前に締結された当該大量売付け若しくは大量買付けに係る暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等に関する契約の履行又は大量売買者の大量売買事実を知る前に決定された当該大量売付け若しくは大量買付けに係る暗号資産等に係る売付け等若しくは暗号資産等に係る買付け等の計画の実行として暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等であることが明らかな暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合(内閣府令で定める場合に限る。)
11	暗号資産の技術的仕様に基ついて一定の役務を提供することにより当該暗号資産の提供又は取得をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等であることが明らかな暗号資産等に係る売付け等又は暗号資産等に係る買付け等をする場合(内閣府令で定める場合に限る。)

#### (4) 情報伝達・取引推奨行為の禁止

このほか、改正金商法案 171 条の 10 各項は、下表のとおり未公表の重要事実の伝達等の禁止を規定する。

項	概要
1	特定暗号資産発行者関係者であつて、特定暗号資産等に関する重要事実を知ったものは、他人に対し、当該特

	定暗号資産等に関する重要事実の公表がされたこととなる前に、当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、当該特定暗号資産等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等を行うことを勧めてはならない。
2	暗号資産取引業者関係者であって、暗号資産の取扱い等に関する重要事実を知ったものは、他人に対し、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実の公表がされたこととなる前に、当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、当該暗号資産の取扱い等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等を行うことを勧めてはならない。
3	大量売買者関係者であって、大量売買事実を知ったものは、他人に対し、当該大量売買事実の公表がされたこととなる前に、当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、当該大量売買事実を伝達し、又は当該暗号資産等に係る売付け等若しくは当該暗号資産等に係る買付け等を行うことを勧めてはならない。

## (5) 罰則

インサイダー取引違反の罰則は、上場有価証券等と同様に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科とされる<sup>122</sup>。

## 2. その他の不公正取引規制等

改正金商法案では、有価証券に係る不公正取引規制その他有価証券の取引等に係る規制のうち、規制趣旨が暗号資産にも妥当すると考えられるものを、暗号資産の取引等との関係においても整備している。その概要は以下のとおりである。

### (1) 安定操作取引の禁止

改正金商法案では、何人も、政令で定めるところに違反して、暗号等資産等の相場をくぎ付けし、固定し、又は安定させる目的をもって、①一連の暗号等資産売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等、又は②一連の有価証券売買等又はその申込み、委託等若しくは受託等を行うことが禁止される<sup>123,124</sup>。

### (2) 対価受領開示義務(いわゆるステルスマーケティング規制)

改正金商法案では、何人も、特定暗号資産発行者や金融商品取引業者等から対価を受けて、取引判断に関する意見を一般に表示をする場合、対価を受けて行う旨の表示を併せて行うことが義務付けられる<sup>125,126</sup>。ただし、広告料を受ける者が、当該広告料を対価とし、広告として表示する場合についてはこの限りでない、とされる<sup>127</sup>。

### (3) 無登録業者による取引の私法上の効力

改正金商法案では、金商法の登録を受けないで暗号資産取引業を行う者(無登録業者)が行った未公表暗号資産

<sup>122</sup> 改正金商法案 197 条の 2 第 1 項 16 号から 19 号

<sup>123</sup> 改正金商法案 171 条の 5 第 3 項

<sup>124</sup> WG 報告 33 頁及び 34 頁は「有価証券については、不正行為の禁止に関する一般規制、風説の流布や偽計、相場操縦行為等の禁止規制、インサイダー取引規制以外にも、安定操作取引の禁止等の不公正取引規制が整備されている。暗号資産の不公正取引への対応強化に伴って、暗号資産にも妥当すると考えられる不公正取引規制については併せて整備することが適当である。例えば、安定操作取引の禁止の規定については、規制趣旨が暗号資産においても妥当するため、暗号資産の不公正取引規制として整備することが適当である。」と指摘している。

<sup>125</sup> 改正金商法案 171 条の 12 本文

<sup>126</sup> WG 報告 34 頁は「いわゆるステルスマーケティングを規制するため、対価を受けてインターネットサイト等で取引判断に関する意見表示をする場合における対価を受ける旨の表示義務を暗号資産にも適用すべきである。」と指摘している。

<sup>127</sup> 改正金商法案 171 条の 12 但書

<sup>128</sup>の売付け等に係る契約は原則として無効になる旨が規定される<sup>129</sup>。

ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公表暗号資産の売主若しくは特定暗号資産発行者(当該対象契約の当事者に限る。)が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときはこの限りでない、とされる<sup>130</sup>。

#### (4) その他の規制

その他、改正金商法案では、暗号等資産に係る虚偽の相場の公示等の禁止<sup>131</sup>、特定暗号資産に係る有利買付け等の表示の禁止<sup>132</sup>、特定暗号資産に係る一定の金銭の供与等の表示の禁止<sup>133</sup>等が、暗号資産との関係においても規定される。

### 3. 課徴金制度その他エンフォースメント

WG 報告では、「不正取引に係る刑事罰は設けられているが、課徴金制度や証券監視委の犯則調査権限は整備されておらず、違反行為への抑止力が不十分」であること、「不正取引規制の実効性を確保するためには、エンフォースメントの実効性を確保し、違反行為への抑止力を高めることが重要である」こと等が指摘されていた<sup>134</sup>。

改正金商法案では、上場有価証券と同様に、暗号資産に係る風説の流布・偽計及び相場操縦行為及び安定操作取引等の不正取引並びに暗号資産に係るインサイダー取引等について、課徴金の規定が導入される<sup>135,136</sup>。また、改正金商法案では、犯則事件の定義に暗号等資産の売買その他の取引に係る事件が追加されており、今後政令で定められることによって、上場有価証券等と同様に、暗号資産に係る不正取引についても、証券取引等監視委員会による犯則調査の対象になり得る<sup>137,138</sup>。このほか、改正金商法案では、暗号資産の売買その他の取引についても、有価証券の取引等と同様、外国金融商品取引規制当局に対する調査協力の対象とされる<sup>139,140</sup>。

---

<sup>128</sup> 「未公表暗号資産」とは、次に掲げる暗号資産のいずれにも該当しない暗号資産をいう(改正金商法案 171 条の 15 第 2 項)。

- ① 金融商品取引業者による暗号資産売買等業務における取扱いが行われている暗号資産
- ② ①に掲げるもののほか、その売買価格又は当該暗号資産に関する情報(当該暗号資産が特定暗号資産である場合は、特定暗号資産発行者に関する情報を含む。)を容易に取得することができる暗号資産として政令で定める暗号資産

<sup>129</sup> 改正金商法案 171 条の 15 第 1 項本文

<sup>130</sup> 改正金商法案 171 条の 15 第 1 項但書

<sup>131</sup> 改正金商法案 171 条の 11

<sup>132</sup> 改正金商法案 171 条の 13

<sup>133</sup> 改正金商法案 171 条の 14

<sup>134</sup> WG 報告 30 頁及び 34 頁

<sup>135</sup> 改正金商法案 173 条から 174 条の 3、175 条の 3、175 条の 4、175 条の 5。

<sup>136</sup> WG 報告 34 頁は、「不正取引規制の実効性を確保する観点から、上場有価証券等の不正取引に係るエンフォースメントと同様に、暗号資産に係る不正取引についても、証券監視委における取調べ調査権限を創設するとともに、課徴金制度の創設に伴う調査権限を設けるべきである。また、それに伴い、証券監視委の体制の拡充を図るべきである。」と指摘している。

<sup>137</sup> 改正金商法案 210 条 1 項。

<sup>138</sup> WG 報告 34 頁は「不正取引規制の実効性を確保する観点から、上場有価証券等の不正取引に係るエンフォースメントと同様に、暗号資産に係る不正取引についても、証券監視委における犯則調査権限を創設するとともに、課徴金制度の創設に伴う調査権限を設けるべきである。また、それに伴い、証券監視委の体制の拡充を図るべきである。」と指摘している。

<sup>139</sup> 改正金商法案 189 条 1 項。なお、同項に関しては、外国金融商品取引規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限が追加される。

<sup>140</sup> WG 報告 35 頁は「暗号資産は容易にクロスボーダー取引が可能であり、海外投資家が国内の交換業者の提供する取引の場で不正取引に及んだ場合への対応が必要であること等を踏まえると、不正取引規制の実効性を確保する観点から、外国規制当局との連携が重要である。そこで、暗号資産取引についても、有価証券の取引等と同様、相互主義の下、外国規制当局に対する調査協力の対象とすべきである。」と指摘している。

## V. 資金決済法からの暗号資産関連規定の削除

改正法案は、現行資金決済法第3章の2(暗号資産)に定められた諸規定(63条の2～63条の22)を削除し、関連する定義規定(2条14項・16項等)も整理する。これに伴い、暗号資産交換業に係る規定は金商法の下に再編される。

他方、電子決済手段ステーブルコイン)及び電子決済手段等取引業に係る規定は、引き続き資金決済法第3章の2以下に置かれる。また、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る規定(資金決済法2条18項以下)は、電子決済手段仲介行為(同項第1号)についてのみ資金決済法に残存し、暗号資産仲介行為(同項第2号)に係る規定は金商法に移管される(金融商品仲介業の枠組みに整理される<sup>141</sup>)。

## VI. 経過措置

### 1. 改正法案の施行スケジュール

暗号資産に係る規制の見直しに関する規定は、原則として公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)に施行される<sup>142</sup>。ただし、改正法の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)の政令への委任に関する規定は公布の日に施行される<sup>143</sup>。仮に今国会で成立すれば、2027年度にも施行される見通しである。

規定の内容	施行時期
経過措置に関する政令への委任	公布の日
暗号資産取引規制の整備(情報公表制度・業規制・不公正取引規制等)、改正資金決済法による暗号資産交換業・暗号資産仲介行為に係る規定の削除	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

### 2. 暗号資産交換業者及び既存の金融商品取引業者の登録移行

施行日に現に現行の資金決済法(以下「旧資金決済法」という。)63条の2の登録を受けている既存の暗号資産交換業者<sup>144</sup>は、施行日から起算して6月間<sup>145</sup>は、金商法29条の登録を受けなくても、暗号資産取引業務(暗号資産取引業に該当する行為のうち、暗号資産の借入れを除く業務をいう。以下同じ。)を行うことができる<sup>146</sup>。また、施行日に現に旧資金決済法63条の2の登録を受けている金融商品取引業者<sup>147</sup>は、施行日から起算して6月間<sup>148</sup>は、金商法31条4項の変更登録を受けなくても、暗号資産取引業務を行うことができる<sup>149</sup>。施行日に現に旧資金決済法63条の2の登録を受けている既存の暗号資産交換業者又は金融商品取引業者が、当該6月を経過する日までに

<sup>141</sup> 改正金商法案2条11項第2号。

<sup>142</sup> 改正法案附則1条柱書

<sup>143</sup> 改正法案附則1条柱書第1号。

<sup>144</sup> 改正前にされた登録申請に基づき旧資金決済法上の登録を受けた者を含み、金融商品取引業者を除く。

<sup>145</sup> ただし、当該期間内に登録拒否処分があったとき又は暗号資産取引業務の全部が廃止を命じられたときは当該処分又は命令があった日までに限られる。

<sup>146</sup> 改正法案附則8条1項。

<sup>147</sup> 改正前にされた登録申請に基づき旧資金決済法上の登録を受けた金融商品取引業者を含む。

<sup>148</sup> 変更登録の申請について当該期間内に変更登録の拒否処分があったときは、当該処分があった日までの間に限られる。

<sup>149</sup> 改正法案附則9条1項。

登録申請/変更登録申請を行えば、期間内に登録又は登録拒否処分を受けるまでの間<sup>150</sup>も暗号資産取引業務を継続することができる<sup>151</sup>。もっとも、施行日から起算して2年を経過したときは、登録/変更登録を受けずに暗号資産取引業務を行うことができる経過措置期間は終了する<sup>152</sup>。すなわち、既存業者の登録移行に係る最大猶予期間は、施行日から2年間である。

当該経過措置期間中の暗号資産交換業者(金融商品取引業者を除く。)については、金融商品取引業者とみなして、改正法施行後の金商法(以下「新金商法」という。)の主な規制が適用される。ただし、新金商法 36 条の 2(標識の掲示等)、第 3 章第 7 節(外務員)、43 条の 12(暗号資産管理関係業務提供者以外の者から暗号資産管理関係業務の提供を受けることの禁止等)、46 条(事業年度)、46 条の 5(責任準備金)、46 条の 6(自己資本規制比率)、49 条の 4(損失準備金)、49 条の 5(資産の国内保有)及び 53 条(自己資本規制比率についての命令)の規定は適用されない<sup>153</sup>。

また、当該経過措置期間中の金融商品取引業者については、金融商品取引業者として新金融商品取引法の適用を受けるものの、新金商法 43 条の 12(暗号資産管理関係業務提供者以外の者から暗号資産管理関係業務の提供を受けることの禁止等)、46 条(事業年度)及び第 3 章第 7 節(外務員)の規定が、当該経過措置により行う暗号資産取引業務について適用されない(附則 9 条 3 項)<sup>154</sup>。

### 3. 既存の取扱い暗号資産に係る暗号資産情報の公表

経過措置期間中の暗号資産交換業者(金融商品取引業者を除く。)及び金融商品取引業者については、施行日において暗号資産売買等業務を行っている暗号資産について、「新たに暗号資産売買等業務を行おうとするものとみなして」改正金商法案 27 条の 60 第 1 項(暗号資産情報の公表)等の規定が適用される<sup>155</sup>。その際、同項本文中「あらかじめ」の文言は、「施行日から起算して三月以内に」と読み替えられる。

### 4. 情報公表規制の経過措置

施行日前に開始した特定暗号資産取得勧誘等については、新金商法第 2 章の 7(特定暗号資産情報等及び暗号資産情報等の公表等)を適用しないこととされている<sup>156</sup>。これにより、施行日前に募集・売出しが開始された特定暗号資産について、特定暗号資産発行者に対して遡及的に情報公表義務が生じることはない。もっとも、施行日において暗号資産を現に取り扱っている暗号資産交換業者(金融商品取引業者を除く。)及び金融商品取引業者には、前記 3. 記載のとおり施行日から起算して 3 月以内の暗号資産情報の公表義務が別途課される。

### 5. 改正金融商品取引法により新たに規制対象となる行為に関する経過措置

施行日に現に新金融商品取引業(改正金商法案 2 条 8 項に規定する金融商品取引業をいい、改正前の金商法 2 条 8 項に規定する金融商品取引業又は改正前の資金決済法 2 条 15 項に規定する暗号資産交換業に該当するものを除

---

<sup>150</sup> 暗号資産交換業者が当該期間内に暗号資産取引業務の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間に限られる。

<sup>151</sup> 改正法案附則 8 条第 2 項本文、9 条 2 項本文。

<sup>152</sup> 改正法案附則 8 条第 2 項但書、9 条 2 項但書。

<sup>153</sup> 改正法案附則 8 条 3 項

<sup>154</sup> 改正法案附則 9 条 3 項

<sup>155</sup> 改正法案附則 8 条 5 項、9 条 4 項

<sup>156</sup> 改正法案附則 4 条。

＜<sup>157</sup>。以下同じ。）を行っている金融商品取引業者以外の者は、施行日から起算して6月間<sup>158</sup>は、金商法29条の規定にかかわらず、施行日に現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、施行日に現に当該金融商品取引業において取り扱っている暗号資産と同一の銘柄について、当該新金融商品取引業を行うことができる<sup>159</sup>。また、施行日に現に新金融商品取引業を行っている金融商品取引業者については、施行日において登録申請書に新当該新金融商品取引業に係る業務の種別の追加をしようとするものとみなして、金融商品取引法31条4項の規定を適用する。当該金融商品取引業者は、施行日から起算して6月間<sup>160</sup>は、金商法31条4項の変更登録を受けなくても、施行日に現に行っている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、施行日に現に当該金融商品取引業において取り扱っている暗号資産と同一の銘柄について、当該新金融商品取引業を行うことができる<sup>161</sup>。

施行日に現に新金融商品取引業を行っている金融商品取引業者以外の者又は金融商品取引業者が、当該6月を経過する日までに登録申請又は変更登録の申請を行った場合、当該申請について登録又は登録拒否処分を受けるまでの間<sup>162</sup>も新金融商品取引業を継続することができる<sup>163</sup>。ただし、施行日から起算して2年を経過したときは、登録／変更登録を受けずに新金融商品取引業を行うことができる経過措置期間は終了する<sup>164</sup>。すなわち、経過措置に係る登録／変更登録の最大猶予期間は、施行日から2年間である。

当該経過措置期間中の金融商品取引業者以外の者については、金融商品取引業者とみなして、新金商法の主な規制が適用される。ただし、新金商法36条の2(標識の掲示等)、46条(事業年度)、46条の5(責任準備金)、46条の6(自己資本規制比率)、49条の4(損失準備金)、49条の5(資産の国内保有)及び53条(自己資本規制比率についての命令)の規定は適用されない<sup>165</sup>。

また、当該経過措置期間中の金融商品取引業者については、金融商品取引業者として新金融商品取引法の適用を受けるものの、46条(事業年度)及び第3章第7節(外務員)の規定が、当該経過措置により行う新金融商品取引業について適用されない<sup>166</sup>。

## 6. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者及び金融商品仲介業者の登録移行等

施行日に現に旧資金決済法63条の22の2の登録(暗号資産仲介行為に係る業務の種別に係るものに限る。以下同じ。)を受けている既存の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者(金融商品仲介業者を除く。)は、施行日から起算して6月間<sup>167</sup>は、金商法29条の規定にかかわらず、暗号資産売買媒介等業務を行うことができる<sup>168</sup>。また、施行日に現に旧資金決済法63条の22の2の登録を受けている金融商品仲介業者は、施行日において登録申請書に暗号資産売買媒介等業務の種別を追加しようとするものとみなして、新金商法66条の5第4項の規定を適用す

---

<sup>157</sup> 新金融商品取引業には、新金商法で暗号資産取引業に含まれる暗号資産の借入、暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為が含まれる。

<sup>158</sup> ただし、当該期間内に登録拒否処分があったとき又は新金融商品取引業の全部が廃止を命じられたときは当該処分又は命令があった日までに限られる。

<sup>159</sup> 改正法案附則5条第1項。

<sup>160</sup> ただし、当該期間内に変更登録拒否処分があったときは、当該処分があった日までの間に限られる。

<sup>161</sup> 改正法案附則6条第1項。

<sup>162</sup> 金融商品取引業者以外の者が当該期間内に新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間に限られる。

<sup>163</sup> 改正法案附則5条2項本文。6条2項本文。

<sup>164</sup> 改正法案附則5条2項但書。6条2項但書。

<sup>165</sup> 改正法案附則5条3項。

<sup>166</sup> 改正法案附則6条3項。

<sup>167</sup> ただし、当該期間内に登録拒否処分があったとき又は暗号資産売買媒介等業務の全部が廃止を命じられたときは当該処分又は命令があった日までに限られる。

<sup>168</sup> 改正法案附則18条1項。

る。当該金融商品仲介業者は、施行日から起算して6月間<sup>169</sup>は、新金商法66条の5第4項の変更登録を受けないでも、暗号資産売買媒介等業務を行うことができる<sup>170</sup>。

施行日に現に旧資金決済法63条の22の2の登録を受けている既存の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者又は金融商品仲介業者が、当該6月を経過する日までに登録申請/変更登録の申請を行った場合、当該申請について登録又は登録拒否処分を受けるまでの間も暗号資産売買媒介等業務を継続することができる<sup>171</sup>。もっとも、施行日から起算して2年を経過したときは、登録/変更登録申請を受けずに暗号資産売買媒介等業務を行うことができる経過措置期間は終了する<sup>172</sup>。すなわち、経過措置に係る登録/変更登録の最大猶予期間は、施行日から2年間である。

当該経過措置期間中の既存の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者については、金融商品仲介業者とみなして、新金商法の主な規制が適用される。ただし、新金商法66条の8(標識の掲示等)、66条の25(外務員の規定の準用)の規定は適用されない<sup>173</sup>。

また、当該経過期間中の金融商品仲介業者については、金融商品仲介業者として新金商法の適用を受けるものの、66条の25(外務員の規定の準用)の規定は、当該経過措置により行う暗号資産売買媒介等業務について適用されない<sup>174</sup>。

## 7. 登録申請に係る経過措置

施行日前にされた旧資金決済法63条の2の登録の申請であって、施行日において登録をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例によることとされている<sup>175</sup>。なお、上記の通り、施行日後に旧資金決済法に基づく登録が行われた場合には、当該登録を受けた者も附則8条1項及び10条1項等の対象となる。

## 8. 施行日後の届出義務

改正法案附則8条1項又は9条1項により暗号資産取引業務を行うことができる者は、施行日から起算して2週間以内<sup>176</sup>に、商号及び住所、資本金の額、他に行っている事業の種類、金融商品取引業者の場合は登録番号、暗号資産取引業務に係る営業所の名称及び所在地、役員の氏名又は名称、取り扱う暗号資産の名称、暗号資産取引業務の内容及び方法、その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない<sup>177</sup>。当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、経過措置の適用が認められない<sup>178</sup>。

また、改正法案附則5条1項又は6条1項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者は、施行日から起算して2週間以内に、商号、名称又は氏名及び住所(金融商品取引業者にあつては、登録番号を含む。)、新金融商品取引業に係る新金商法29条の2第1項第5号に掲げる事項、新金融商品取引業において取り扱っている暗号資産の名称を内閣総理大臣に届け出なければならない<sup>179</sup>。当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、経過措置の適用が認められない<sup>180</sup>。

---

<sup>169</sup> ただし、当該期間内に変更登録拒否処分があったときは、当該処分があった日までの間に限られる。

<sup>170</sup> 改正法案附則19条第1項。

<sup>171</sup> 改正法案府令18条2項本文、19条2項本文。

<sup>172</sup> 改正法案府令18条2項但書、19条2項但書。

<sup>173</sup> 改正法案附則18条第3項。

<sup>174</sup> 改正法案附則19条第3項。

<sup>175</sup> 改正法案附則39条第1項。

<sup>176</sup> 改正前にされた登録申請に基づき旧資金決済法上の登録を受けた者については、当該登録を受けた日から起算して2週間以内

<sup>177</sup> 改正法案附則10条第1項。

<sup>178</sup> 改正法案附則10条第2項。

<sup>179</sup> 改正法案附則7条第1項。

<sup>180</sup> 改正法案附則7条第2項。

更に、改正法案附則 18 条 1 項又は 19 条 1 項の規定により暗号資産売買媒介等業務を行うことができる者は、施行日から起算して 2 週間以内に、商号、名称又は氏名及び住所(金融商品仲介業者にあつては登録番号を含む。)、役員の名又は名称、資本金の額、他に行っている事業の種類、暗号資産売買媒介等業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地、取り扱う暗号資産の名称、暗号資産売買媒介等業務の委託を受ける金融商品取引業者(改正法案附則 8 条 1 項又は 2 項の規定により暗号資産取引業務を行うことができる者を含む。)の商号、暗号資産売買媒介等業務の内容及び方法、その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない<sup>181</sup>。当該届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、経過措置の適用が認められない<sup>182</sup>。

## 9. 経過措置を踏まえた想定スケジュールの整理

施行日を 2027 年 6 月 1 日と仮定した場合、暗号資産交換業者に関する経過措置の主要な期限の概要を整理すると以下のとおりである。

時点	日時	期限の概要
施行日	2027 年 6 月 1 日	改正金商法の施行日
施行日から 2 週間以内	2027 年 6 月 15 日	経過措置に基づき暗号資産取引業務を行うための届出期限(附則 10 条 1 項)
施行日から 3 か月以内	2027 年 8 月末	取扱う暗号資産に係る暗号資産情報の公表(附則 8 条 5 項・9 条 4 項)
施行日から 6 か月以内	2027 年 11 月末	新金商業登録/変更登録申請の期限(附則 8 条 1 項・9 条 1 項)
施行日から 2 年	2029 年 5 月 31 日	みなし営業期間の最終期限(附則 8 条 2 項但書・9 条 2 項但書)

## VII. 総括

以上のとおり、本改正は、暗号資産規制について資金決済法下の規律から金商法下の規律への体系的な移行という、2017 年の仮想通貨規制の導入以来の大規模な改正となる。暗号資産交換業者にとっては、金融商品取引業の枠組みに組み込まれることに伴い、金融商品取引業者と同水準の業務管理体制の整備や金融商品取引責任準備金の積立義務など、これまで以上に厳格な規律に服することとなり、遵守すべき規制水準は大幅に引き上げられることが見込まれる。また、改正法案は、これまで直接の業規制を受けていなかった主体を、新たに金商法上の規律の対象として取り込んでいる。すなわち、特定暗号資産発行者に対しては、有価証券の発行開示・継続開示に類する情報公表規制が課される。そして、従来、資金決済法上の暗号資産交換業規制の対象外であった暗号資産の借入れも、暗号資産取引業の一類型として規制対象に組み込まれる。さらに、暗号資産交換業者に対してウォレットシステム等を提供してきた事業者も、暗号資産管理関係業務提供者として、届出義務等の業規制を新たに負うこととなる。これらの規制拡張は、対象主体に新たな規制対応コストを生じさせるものであり、施行に向けた事業設計の見直しが求められることとなる。他方で、投資運用業・投資助言業等の対象に暗号資産が加わることにより、既存の投資運用業者・投資助言業者にとっては、暗号資産を対象とする運用・助言業務の法的位置付けが明確となり、また、金融商品取引業者や金融商品仲介業者にとっても暗号資産を対象とする新たな業務領域が制度上開かれることとなる。

<sup>181</sup> 改正法案附則 20 条第 1 項。

<sup>182</sup> 改正法案附則 20 条第 2 項。

本ニュースレターでは改正法案に示された主要な規律を概観したが、その具体的内容の多くは、今後策定される政府令・監督指針等に委ねられているため、引き続き、これらの改正の動向を注視する必要がある。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 河合 健 ([ken.kawai@amt-law.com](mailto:ken.kawai@amt-law.com))
    - 弁護士 長瀬 威志 ([takeshi.nagase@amt-law.com](mailto:takeshi.nagase@amt-law.com))
    - 弁護士 福井 崇人 ([takato.fukui@amt-law.com](mailto:takato.fukui@amt-law.com))
    - 弁護士 波多野 恵亮 ([ryousuke.hatano@amt-law.com](mailto:ryousuke.hatano@amt-law.com))
    - 弁護士 片山 智晶 ([tomoaki.katayama@amt-law.com](mailto:tomoaki.katayama@amt-law.com))
    - 弁護士 奥田 美希 ([miki.okuda@amt-law.com](mailto:miki.okuda@amt-law.com))
    - 弁護士 村井 恵悟 ([keigo.murai@amt-law.com](mailto:keigo.murai@amt-law.com))
    - 弁護士 石川 魁 ([kai.ishikawa@amt-law.com](mailto:kai.ishikawa@amt-law.com))
    - 弁護士 柳瀬 将 ([masashi.yanase@amt-law.com](mailto:masashi.yanase@amt-law.com))
    - 弁護士 宮本 浩河 ([kouga.miyamoto@amt-law.com](mailto:kouga.miyamoto@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。